

宮城県 第1回「環境省と考える 指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム

～一時保管が続く稲わらなどの安全な処理に向けて～

平成27年4月5日（日）

司会：お時間になりましたので、これより、「環境省と考える 指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境省の清丸と申します。よろしくお願いいたします。本日は週末のお忙しい中、また、雨でお足元の悪い中、本フォーラムにご参加いただきまして誠にありがとうございます。まず開会にあたりまして、環境省の指定廃棄物対策担当参事官の室石よりご挨拶申し上げます。

室石参事官：ご紹介いただきました室石でございます。本日は足をお運びいただきまして、大変ありがとうございます。指定廃棄物に関しましては、皆さま方、ご疑問とかご懸念とかいろいろお持ちかと思えます。私ども、一つ一つそういったご疑問等に丁寧にお答えしていくということが大変重要だと考えております。環境省としましては、今までもテレビとか新聞とかいろんな媒体を通じてご説明を続けてきておりますけれども、本日はこういう場を借りさせていただきまして、直接ご説明をさせていただきたいということでございます。宮城県内、現状、また後ほどご説明いたしますけれども、詳細調査の候補地3カ所を選定させていただきまして、進めようということでございますけれども、保管をしている地元の方々、あるいは詳細調査の候補地になった地元の方々だけではなくて、宮城県全体としてこの問題を捉えていただきたいという、そういう思いも私どもこめて、仙台市のほうでこの会議を、フォーラムを開かせていただいたということでございます。今日は、前半は、まず私どもからいろいろご説明をさせていただき、後半のほうではご質問にお答えするという時間の使い方でのフォーラムを進めさせていただければと思っております。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会：それでは、登壇者のご紹介をさせていただきます。まず環境省からは先ほどご挨拶させていただきました、指定廃棄物対策担当参事官の室石でございます。

室石参事官：よろしくお願いいたします。

司会：指定廃棄物担当参事官室の計画官の鮎川でございます。

鮎川計画官：鮎川です。よろしくお願いいたします。

司会：国の指定廃棄物処分等有識者会議の座長を務めていただいております、公立鳥取環境大学客員教授の田中座長でございます。

田中座長：田中です。どうぞよろしく申し上げます。

司会：同じく有識者会議の委員を務めていただいております、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長の大迫委員でございます。

大迫委員：大迫でございます。よろしくお願ひいたします。

司会：ここで、本日の進め方について簡単にご説明します。先ほど室石からもございましたとおり、本フォーラムは2部構成としております。第1部は登壇者による説明です。具体的には、環境省から指定廃棄物に関する全般的な説明を行うほか、その後には有識者会議委員の方々から、これまでの有識者会議での取り組みですとか、あと、科学的、技術的な観点からご説明いただく予定です。お時間はだいたい50分程度を予定しております。第2部は会場の皆さまからご意見、ご質問などを頂き、登壇者がお答えする質疑応答、あるいは意見交換を行う予定でございます。全体のお時間の目安としまして、最大で2時間程度を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、本日のフォーラムには、マスコミの方々も出席しております。フォーラムの開催中はすべて撮影可能としておりますので、会場の皆さまにおかれましては、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。また、環境省においても本日の開催の様子を記録し、後日議事録を公開するなど、今後の広報に活用させていただく予定です。その際にはご参加の方々のプライバシーには十分配慮させていただきます。こちらにつきましても、あわせてご承知おきいただきますようお願い申し上げます。あと、最後に私のほうからもう1点。お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。ご入場の際に茶色の封筒を手渡されたかと思えますけれども、3つございます。1つ目が「環境省と考える 指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」。こちらがA4で横になっております、ホチキス2カ所留めの資料でございます。これが1つ目。2つ目が「指定廃棄物の課題解決に向けて」と書いたカラーのパンフレット。A4の縦になっております。これが2つ目でございます。3つ目がフォーラムに関する参加者のアンケートということで、鉛筆とともにA4の1枚紙がございます。資料がお手元にない方がいらっしゃいましたら、お手数ですけれども挙手をお願いいたします。係の者がお持ちするようにいたします。資料のほうございますでしょうか。ありがとうございます。それでは早速ですが、第1部に移ります。環境省指定廃棄物対策担当参事官室計画官の鮎川からご説明いたします。

鮎川計画官：あらためまして、先ほどもご紹介いただきましたが鮎川でございます。どう

ぞよろしく申し上げます。20分ぐらいご説明をさせていただきます。このスライド、お手元の横長の資料と同じものですので、どちらでもご覧になっていただければと思います。20分程度ですので、座りながらで失礼させていただきます。「環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」ということでご説明をさせていただきたいと思っております。1枚めくっていただきますと、今日ご説明する内容でございます。大きく分けて3つでございますが、まず1つ、指定廃棄物とは。そもそもこれは何ぞやというところ、あと、2番目といたしまして、指定廃棄物が今どういう現状におかれているのか、さらにはそれを今後どのように処理していくのか、その方法について。これは施設を含めた安全性も含めてご説明させていただければと思います。さらに3番、処理施設の詳細調査、候補地の選定過程プロセスというところでございます。今日いらっしゃる方々の中にはもうご存じの方も多くいらっしゃるかもしれませんが、おさらいの意味もこめて基礎のところからご説明をさせていただければと考えております。最初に「指定廃棄物とは」というところでございますが、4ページ目をお開きいただきますと絵が付いているものがございます。4年前、平成23年3月11日、福島県にある東京電力の福島第1原発で事故が発生し、水素爆発をして、放射性物質が大量に放出されました。その際に風に乗って、あるいは雨に乗って、非常に広範囲にわたってその放射性物質が降り注ぎました。この宮城県においても降り注ぎました。この絵をご覧くださいますと、この辺りに事故発生直後、雨などにより地表や建物に放射性物質が、主に雨に溶け込んだかたちで降下してまいりました。これがいろんな所に降下するわけですが、特に宮城県の場合は最終的に一定濃度以上のものが出てくるのが浄水施設からのものと、あとは稲わら・たい肥といった農業系のところでございます。浄水施設の所から発生するものは、まずこういった放射性物質が川に落ちます。浄水施設では河川水を一回取水して、そこから土などをこし取ってきれいにして皆さまの水道のほうに流すということですが、そのこし取った土の中にセシウムといった放射性物質がくっ付いていると。これが泥のかたちで出てくるわけですが、もしこのセシウムがなければこれをそのまま乾燥させて土として再利用したりといったことが通常ですけれども、このセシウムというものが中に入っておりますので、乾燥すると全体の量が非常に軽くなりますので濃度が高くなる。つまり、例えば塩水が入っていると、中の塩の量は変わらなくても、水が蒸発して全体が少なくなると濃度が高くなります。それと同じ原理で、降った当初はそれほど高くなくても、浄水施設でこし取って土を乾燥させて量を減らすとセシウムが残

って相対的に濃度が上がっていくということで、ここから出てくるものが一つござい
ます。宮城県の中で一番多いのが、稲わら、あるいはたい肥。稲わらが一番多いんですけ
れども、皆さんご存じのとおり、稲わらを外に保管していて、通常であればそれを飼料
にしたり、田畑にすき込んだりして再利用するというのがほとんどですけれども、これ
にセシウムが付いてそういった利用ができなくなって、当初、水を含んだ分については
そんなに高くないんですが、やはりたくさんくっついてその水が乾燥すると濃度が高く
なって、先ほどと同じ原理で一定濃度を超過してしまうといったかたちで、宮城県で1キ
ログラム当たり8,000ベクレルを超えるものが発生していると。ベクレルというの
は、4年たってかなり浸透してきていると思いますが、放射線を出す能力といいましょ
うか、この数字が多くなれば多いほど放射線を出す能力が高いということでございま
す。8,000ベクレルを超えて、かつ、それを環境省に申請していただいて、それが8,0
00ベクレルを超えているとわかれば環境大臣が指定するわけですが、指定され
ていないものも含めて、宮城県の中では8,000ベクレルを超える廃棄物がだいたい
6,000トンほどあります。そのうち多くが浄水発生土と一番多いのが農林業系、先
ほどの稲わらとかたい肥とかといったようなものでございまして、浄水発生土が約1,
000トン。農林業系副産物がだいたい5,000トン弱というものでございまして、
これらの大半が1キログラム当たり8,000以上30,000ベクレル以下といった濃
度でございまして。ここで8,000だ30,000だというのはどういうものかというこ
とがありますので、イメージをおつかみいただくために次をご覧いただきたいと思いま
す。一部の話で我々が聞くのは、「原発から出てくる使用済燃料のような廃棄物と同じ
ようなものなんじゃないの?」といった声をよく聞くところでございまして、そこは
ちょっと違いますというところがこの絵でございまして。右側のオレンジ色の部分、これ
が原子力発電所などから出てくる放射性廃棄物の放射能の量を図式化したものではすけ
れども、一番上のほうになると10兆ベクレル以上。その下が100億ベクレル以上。
この2つがよくいわれる「高レベル放射性廃棄物」というものでして、例えば使用済燃
料を再処理しておりますが、プルトニウムとかは取り出すんですが、残った廃液が10
0億以上の高濃度の廃棄物になります。これをガラス固化といって固めて、最終的に廃
棄物として処理いたしますが、そういったものがいわゆる高レベルの廃棄物です。その
下の薄いオレンジ色の部分、これは本当に色々なものがあるんですけども、例えば原
子炉の部品といったものがいろんな濃度であります。一番下のところ、ここの部分が1

0万ベクレルの部分ですが、10兆と比べるとすごく落ちてしまうのでなかなか見づらくて恐縮ですけれども、一番下の10万ベクレル以下のものも原発から出てきます。それこそ建屋の外のものとか非常に濃度が薄いものも出てきます。基本的には、我々が指定させていただいている指定廃棄物というのは、この10万ベクレル以下のものがほとんどでございます。ということで、ここの部分で使用済燃料と同じようなものが来るんじゃないか、あるいはあるんじゃないかというところにつきましてはそうではなくて、決して「安全ですよ」と申し上げるつもりはありませんが、違うということだけご理解をいただければと思います。さらに放射能の特徴といたしまして、いろんな種類の放射性物質があります。さらに放射能を出す能力というのはいつまでも一定ではございませんで、放射線というのは物質が壊れていく過程で出てくるものなので、壊れ続けているといつかその能力がどんどん減っていきます。何年かたつとその能力が半分になるというその期間を「半減期」といっております。これももう皆さんご存じだと思いますが、半減期も種類の応じてそれぞれ違います。たくさん並べておりますが、右上のこの表でいきますと、上から2番目のウラン238とか、4番目のプルトニウム239、こういったものが使用済燃料の中に入っているものでございまして、ウラン238の放射線を出す能力が半減するのが45億年、プルトニウム239であれば2.4万年。指定廃棄物に含まれている放射性物質、これはほとんど、この真ん中あたりのセシウム137と134でございまして、セシウム137がだいたい30年、セシウム134は2.1年と。あとは事故のときに大量にヨウ素131が発生しておりますが、これは8日で半減してしまいますので、今現在は放射性物質として能力を発揮しているようなものはもうほとんどないということですので、稲わら・たい肥、あるいは浄水発生土に含まれているものはほとんどセシウムということでございます。これが30年たつと半減するという性質を持ってございます。こういったものが県内だいたい30数カ所に分散して、今、一時保管をさせていただいているという状況でございます。ということで、今申し上げたのが現状というところで、次に入ります。9ページ目でございます。今申し上げました県内の30カ所以上に、今現在は一時保管をさせていただいております。こちらの絵をご覧くださいますと、左側が農林業系の廃棄物でございますが、ビニールハウスの中に入っています。その周りに黒いフレキシブルコンテナというバッグがありますけれども、土が入っています。なぜ土を入れているかといいますと、放射線というのは土、あるいは水といったものを透過しません。ですから土を周りに置いておくと、放射線が

そこでブロックされて外には放射線が出ないということで、こういったかたちで土で周りを囲うということをしております。この現場では土のうを周りに置いていますが、あるいは土をかぶせるといったことをやっている所もあります。右側が浄水施設でございます、これはビニールハウスの中に入っております。これにつきましては土のうが周りにないのですが、これは浄水施設という公的な施設で、一般には人が入ってこない所ですので、放射線というのは距離が長くなると弱くなっていくものですから、一定以上離れていけば影響がないので、そういう意味で周りを土で嚴重に囲うことはしていませんが、こういうかたちで今は一時保管されております。現状、こういうかたちで、環境省の職員が、袋の破れがないかといったこともチェックしながら定期的に見守っておりますが、長い目で見ますと自然災害の危険がございます。あるいは大規模な台風、洪水といったことでこのバッグが破れて飛び散ってしまうんじゃないかと。少々の台風では大丈夫ですけれども、10年に1回の大台風が来たらどうするんだといったところの心配をしだすと、一時保管の今の現状を長期にわたって続ける方法としては、我々は適切ではないと思っております。実際、今、一時保管をしていただいている中には公的施設に置いている所もあれば、農家の私有地の庭先の所に置いていただいている部分もございますので、そういった方々のお声をお聞きいたしますと、もうとにかく早く、こういったものが近くにあるのは嫌だから撤去してほしいですとか、あるいは、先ほど申し上げました災害のことを考えると保管が長期化して、例えば近くに川があるんだけどその堤防が決壊したらどうするんだとか、あるいは保管場所が火事になったらどうするのかとか、ビニールハウスの屋根に穴が開かないかとか、あるいは排水路に万が一汚染水が流れ出したらどうするんだとか、さまざまな声を聞いております。先ほど申し上げましたとおり、現状は大丈夫なように点検をしておりますが、長い目で見たらやはりこういった不安というのは非常に大切なことだと思いますので、きちんと大丈夫なかたちで処理をしたほうが良いと、我々そのように考えております。じゃあどうしようかと国は考えているのかというのが次の絵でございます。県内30カ所以上に分散しているものを県内1カ所に集約して管理したいと考えております。先ほど申し上げたように半減期は30年ですので、影響が小さくなるまでに結構時間がかかります。そういう意味では長期にわたって管理をする必要がありますが、長期にわたって管理するためには、できるだけ一カ所でやったほうが危険も少ないということで、このようなことを考えております。具体的には、ちょっと絵が小さいんですけども、長期に管理するための管

理棟に人が常駐いたします。先ほど申し上げました宮城県内で一番多いのは稲わら・たい肥といった長期にそのまま置いておくと腐ってしまうようなものです。ですので、これをそのまま腐るようなものそのまま置いておくと、ここからガスが発生して事故が起きかねませんので、焼却をして容積を減らして、かつ安定化させる。灰にすれば安定化いたします。皆さまのご家庭から出てくる生ごみも必ず焼いているのは腐るからです。ですからそれと同じように、腐敗のおそれのある可燃性のものにつきましては、こちらに仮設焼却炉を造りまして焼却をいたします。浄水発生土につきましては焼く必要がありませんので、この焼いたもの、あるいは8,000ベクレル以下のものを市町村で焼却して8,000以上になったものも含めて、こちらの地下のコンクリートの構造物施設で長期的に管理をします。これは全部入れ終わった絵ですので上を土でかぶせておりますが、入れている途中はこの上が開いております。ただし、露天ではなくて、この上に屋根を付けまして、雨が入らないかたちで入れている最中は処理をする。全部入れ終わったらこういったかたちで蓋をします。かつ、周りの放射線の線量などは測定をして、外に出ていないということをきちんと確認するということをやりたいと思っております。こういったかたちで、ビニールハウスに入れているよりはずいぶんと安全なかたちでの管理が可能だと考えております。ここで、よくこれも言われることですが、他の県のものも入ってくるんじゃないのかと。それこそ福島にあるようなもの、あるいはどこかの原子力施設から出てくるものが入ってくるんじゃないかというお声を聞くこともございます。これにつきましては、もう絶対がないということをお約束させていただきたいと思っております。法律の基本方針というもの、国が決定いたしました方針において各県で処理をするということを決めております。ただ、こういったかたちで文書の上で決めるだけではなく、宮城県の処理施設、ちょっと戻りますが、この施設の敷地、これ全体の必要面積がほしい2.5ヘクタール。2.5ヘクタール分の土地を確保する予定ですが、この土地の面積は当然この中に入れる指定廃棄物の量に応じて決まるんですけれども、今ほしい2.5ヘクタールと考えておりますが、この量は宮城県内で出てくるもので一杯になる量です。ですから、物理的にも他の県のものを入れる余裕がない施設ですので、そういう意味では他の県のものが入ってくるということはないということでございます。といったような施設で一時保管場所から燃えないものはそのまま持ってきて、燃えるものは同じ場所にある焼却炉で焼却をして、最終的には安全に長期管理をするということでございます。ちなみにこの焼却ですが、ほしい5,

000トン弱の宮城県内の指定廃棄物をここで燃やすということですので、これから具体的な処理施設の大きさとか方法を、造るとなった所で地元の方々との対話の中で決めていくことだと思いますけれども、今我々が想定している規模と量で考えると、1年もかからず焼却が終わります。そうなったらこの焼却炉は取り壊して、個々に一緒に管理をするということを考えております。つづきまして、焼却ということになりますと、ダイオキシン等々で焼却ということに対しては非常に安全上のご心配があると思います。放射性物質を含んだ廃棄物を燃やすことについての安全性、ここは非常にご関心の高い、あるいは不安のあるところだと思いますのでそれについてもご説明をしたいと思います。こちらの図をご覧くださいなのですが、高性能の排ガス処理装置ということで、こちらの左側が焼却炉です。ここから出てくる排気ガスで、これがフィルターですけれども、ここで処理をしてここから出ていくということですが、放射性セシウムというのは灰とか土といったものにくっつく性能があります。ですので、排気ガス中に含まれる放射性セシウムというのは灰にくっついていきます。ですので、この灰をこし取ってあげることでセシウムも一緒にこし取れます。これにつきましては「バグフィルター」というフィルターがあるんですが、これは先ほど申し上げましたダイオキシン対策でやったときに非常に普及したものでして、非常に高性能ですので、ほぼ放射性物質を完全に除去することができます。当然ながら排ガスの濃度を測定しまして、その測定結果については常時公表したいと考えております。現にこの放射性物質を含む廃棄物を焼却している実例がございます。福島県で順次進んでいるものですが、次のページをご覧ください。数字がたくさんあるので見にくいんですけども、一番上のところをご覧くださいますと、福島県のあらかわクリーンセンターの実例ですけれども、処理施設の入り口のところの濃度が左側のこの2つでして、その次の出口モードというのがフィルターを通してこし取った後でございます。一番上をご覧くださいますと、入口でセシウム134は78ベクレル、セシウム137は96ベクレルあったものが、フィルターを通すと0.008未満、左側の0.008の左側のカギは未満という数字です。未満というのはどういうことかということ、機器の測定上、0.008より薄い濃度が測れない、検出下限値と呼んでおりますが、これ以下のものは測れません。例えば体温計でも0.1度以下の体温は測れないじゃないですか。それと同じで測定機器というのは測れる細かさの限界がありまして、この場合は0.008以下は測れないものでございましたが、そこで検出されなかったもので、0.008はないけれども、それ以下はあるかもしれないけれど

も、ないかもしれないと、こういう数字でございます。ですので、セシウム137でいえば、96のものが0.008以下、未満になっているということで、入口と出口の比率を考えれば99.99パーセント以上セシウムを捕捉しているということで、ほぼ完全に除去できていると。他の所、ABCD清掃工場とありますが、これもやはり福島県のものですが、この調査をしたところ、99.9パーセント以上除去ができているということです。かつ、先ほど申し上げましたが、だいたい1年以内で焼却が終わります。このバグフィルターのパフォーマンスは3～5年、メーカーが保証しておりますので、そういう意味では長期にわたって燃やして性能が劣化するんじゃないかといったご心配もあるかと思いますが、今回のこれにつきましては1年程度で終わるものですので、そういった心配はないと考えております。そして、焼却ではなく、灰も含めて長期に管理をしていく施設のほうでございますが、これにつきましては、文字よりも絵をご覧いただいたほうが良いと思います。こういう構造です。これもやはり全部入れ終わった後の断面図ですけれども、入れている最中は、上の土と上のコンクリートの蓋はありません。この上に屋根を付けて雨水が入らないようにします。入れ終わった後にこういったかたちでコンクリートで蓋をして、その上に水を通しにくい土——ベントナイトというものが入っている土をやって、その上にさらに普通の土を覆土して管理すると。この横の部分も二重構造の大きな箱と考えていただければ良いと思いますが、そういったかたちで管理をしていきます。この中に人の絵がありますが、二重構造で中が中空ですので、中を見て、万が一亀裂とかひびが入ったらそこを補修することも可能という施設でございます。とにかく、中にあるものの外との関係でいうと、水が中に入ってそこに放射性物質が溶け込んで外に出ていくというのがこの施設についての安全性の面ということなので、最初から水が入りにくい、できるだけ入らない構造にして、かつ、万が一入ったとしても外に出ていかないように二重にするといったかたちで何重もの防護対策を講じたいと考えております。構造だけではなく管理としては、先ほど申し上げましたが、定期的な管理をしていく。中に人が入って目で見てですとか、あるいは技術によっては自動で漏水を検知するシステムをここにくっ付けて漏水がないかを常時感知することもやりたいと思っております。さらに、万が一どこかに穴が開いたとしても、外の水を見て穴が開いていないことが確認できるように井戸を掘って中の地下水をモニタリングしますし、あるいは外の線量もモニタリングするといったかたちで管理をすると。これを長期にわたって国が責任を持ってやらせていただくという施設でございます。つづきまして、処

理施設の3番目の説明事項でございます。「詳細調査候補地の選定プロセス」でございます。まず、この「詳細調査」という言葉から説明させてください。先ほど申し上げた施設、これを造る前段階といたしまして、我々まずは詳細調査、つまりボーリングをして中の地盤はどうかとか、あるいは、地下水の流れはどうかといったような、その土地、土地できちんと施設が造れるのかどうか、施設を造るためにはどういった工事が必要なのかというのを調査したいと考えております。その調査をするための候補地というのを宮城県内で3カ所選んでおります。先ほど申し上げましたが、栗原市と大和町と加美町。この3つが詳細調査の候補地として選ばせていただいております。最終的にはその3つで詳細調査をして、一番適地だと思われた所1カ所で先ほどの施設をつくらせていただきたいと思っておりますが、この詳細調査の候補地3カ所を選ぶ過程というのはどうだったのかと。国が勝手に選んだのかといったことでございますので、そこはそうではないというご説明をさせていただくのがこれからでございます。まず、この詳細調査の候補地3カ所を選ぶにあたって、これは宮城県だけではなく他の栃木県や千葉県でも同じ過程を踏んでおりますけれども、2つの会議、これを設置してございます。まず1つ目が、科学的・技術的な観点から、例えば先ほど申し上げた処理施設はどういう仕様、どういう性能であるべきかということをご議論いただく。あるいは、詳細調査の候補地を選ぶ過程というのは科学的にはこうあるべきだといったことをご議論いただくために、本日、こちら左手にお座りの田中座長を筆頭にいたしました有識者会議というものを開いて議論をしていただいております。かつ、そこで詳細調査の候補地の選び方の基本となる案を作っていただいたうえで、それぞれの県のすべての市町村長さん、あとは県の知事、我々からも環境副大臣、政務官が参加をする市町村長会議という会議を開催して、先ほど申し上げました国の有識者会議で決めた選び方の基本的な案に宮城県独自の考え方、あるいはご意見を反映させていく会議。この2つの会議を並行で開催しながら選定作業を進めているということでございます。宮城県における候補地選定手法の確定ということで、市町村長会議を4回開催して選び方を決めさせていただいております。平成24年10月から約1年、25年の11月までご議論をいただきまして、宮城県における詳細調査の候補地はこういうふうを選んでいくというものをご議論いただきまして、選び方を決めました。その選び方が次からでして、まずは候補地の母集団となるのが、利用可能な国有地と県有地でございます。基本的な案、有識者会議で議論したベースとなる案では国有地だったんですが、それに県有地も含んで選んでいこうということ

を、宮城県の市町村長会議の中で議論をして確定しました。まずは国有地と県有地を対象として、ただその中から無作為に選ぶのではなくて、まずは安全等が確保できる地域を抽出――逆に言うと、そもそも危なそうな所についてはあらかじめ候補地にしないというプロセスを踏んでおります。23ページのところで言いますと、まず①で、自然災害を考慮して安全な処理に万全を期すために避けるべき地域を除外と。具体的には①は下にあります絵の一番上のところで、地滑りとか、斜面崩壊とか、水害とか、雪害とかであらかじめここは危険ですよということで行政が指定している区域、そこは最初から候補から除外いたします。あともう一つは、②自然環境を特に保全すべき地域ということで、例えば自然公園特別地域。これは環境省が所管しております国立公園といったもの、そもそも中に家を建てても自然環境を保護するために許可が必要な所。宮城県内にはたくさんあると思いますが、そういった所についてはあらかじめそういった場所は選ばない。さらには史跡・名所・天然記念物といった保護地域も除外するというので、国有地・県有地からこういった3つの観点から除くべきものをまず除いてしまう。つづいて、さらに宮城県の特有なルール、他の県ではやっていないルールでございます。24ページでございます。地域特性に配慮した抽出ということで、一定要件を満たす観光地への影響を配慮ということで、具体的にはどうしたかと言いますと、事故前の5年間、平成18～22年の宮城県の観光統計におきまして主要な観光地点というものが定められておりまして、その地点のお客さんが入ってくる数が年間で50万人以上の所は候補地から除きましょうというルールになっております。ということで、まず県有地・国有地から除くべきものを除いて、さらにその除いた残りの土地の中から必要面積が確保できるなだらかな土地というものを抽出いたします。除くべきものを除いた後でも急傾斜地には造れませんので、あるいは造っても非常に大掛かりな工事が必要になりますので、できるだけそういった大掛かりな工事をせずに造れる所、逆に言うとあまり改変せずに済む所を選んでおります。先ほど申し上げましたが、宮城県の必要面積は宮城県内の指定廃棄物、あるいは指定されていないですけれども8,000を超えているようなものについての処理ができる面積として2.5ヘクタールを確保できる所ということでございます。ここまでやっていくとかなり数が絞られてきます。あと宮城県におきましては、詳細調査の候補地は1カ所ではなくて数カ所選ぶというのがルールの1つにありましたので、その数カ所、3とか4とか5ぐらいまで絞り込むために、安心の観点からさらに3つの評価項目で点数付けをします。まず1つは住居のある集落との距離、あ

とは飲料水、あるいは農業用水の水を取る所からの距離、あともう一つは「植生自然度」と申しまして、例えば、住宅地であれば0、逆に原生林であれば10というふうに10段階で植生自然度というものを環境省が類型分けしているんですけども、この自然度に応じて点数付けをします。具体的には、例えば住居との距離が近ければ近いほど点数が低くなります。②であれば、飲料水とか農業用水の取水口から距離が近ければ近いほど点数が低くなる。植生自然度であれば、その度合いが高ければ高いほど点数が低くなる。つまり、できるだけ住居から離れている、あるいは、飲料水の取水口から離れている、あるいは、植生自然度が低いというところが点数が高くなって最終的に選ばれていくというような点数付け——総合評価と申ししておりますが、そういったことをやりました。その結果といたしまして、平成26年、昨年1月でございますが、その前の年の11月に決めた選定手法に従って環境省が作業をいたしまして、最終的に26年1月に第5回市町村長会議を開きまして公表させていただいたのが、先ほど申し上げました栗原市と大和町と加美町のそれぞれの箇所でございます。いずれも国有地でございます。その後いきなり詳細調査に入ったわけではございませんで、詳細調査の候補地、先ほど申し上げました3市町と宮城県と我々が、関係者だけの会議というものも公表以降、平成26年5月から6月にかけて4回開かせていただき、この写真にあるこの方が、今はもう替わられていますが井上前副大臣、こちらの手前の女性が浮島前政務官ということで、このお二人が環境省の代表としてこの3地域全部見て回って、かつ、3市町と知事との意見交換もさせていただいたということです。そういった議論も経て、昨年7月でございますが、第6回の会議で全市町村の首長さんに集まっていただいて、県知事と、我々からも出しまして、このときには当時の石原環境大臣もお邪魔をいたしまして市町村長会議を開催させていただきました。その場で最終的に詳細調査の実施について、国が入っていない所で一度ご議論いただいたうえで県としてのご意見のとりまとめを知事をお願いいたしまして、それを受けまして村井知事のほうと同じ年の8月に県主催の市町村長会議を開催いただきまして、市町村長の総意として詳細調査を受け入れるということを取りまとめていただいて、それを我々のほうにお返しをいただいたわけでございます。それを受けまして、平成26年の8月の下旬から詳細調査を開始したということでございます。最初の8月のときには文献を中心とした調査でございましたが、徐々に現地なども入ってございましたが、今は少し中断しているところでございます。この詳細調査でございますが、最終的に一つに絞り込んでいくための調査ではあるんです

けれども、どういったことをやるかと言いますと、最初に申し上げましたが候補地における必要な対策、要するに工事をするにあたってどんな対策が必要か、あるいは安全面でどういったことが必要かといったこと、あるいは事業実施の観点からそもそも施工できるのかどうかといったことを次のページ、こういったことをやって調べていくということでございます。具体的には自然災害に対する安全性ということで、例えば積雪量の調査とか、事前の文献だけではわからないような地域の状況を調べたいと思っております。さらにはボーリングをやって地盤の安定性などを測ったり、あるいは③の放射能濃度というのは、自然界にも実は放射性物質というものはあります。ラドンとかそういったものです。ですから、そもそも今でもどこを測ってもだいたい放射線は出ますので、まずそれを測る。さらにその後、放射性物質を含んだ廃棄物が入ってきたときにその線量がどれくらい上がるのか。我々専門用語で「追加線量」と呼んでおりますが、それで放射性廃棄物を入れたときの影響が測れるということですので、まずはそのバックグラウンドと申していますが、そもそも候補地に今どれくらい放射線があるのかといったものを事前に測る。そういうことでモニタリングをちゃんとできるようにするといったこと、あるいは実際に現地で施設をどう配置するかとか、どう確保するか。もし道路がなければ搬入道路を付けなければいけませんので、そういったことの調査などもさせていただければということでございます。当然ながらこういう施設でございますので、特に詳細調査の候補地の地元の方々には非常にご心配、ご苦勞をおかけして大変申し訳ないと思っております。そういった方々への対応ということもございます、いろいろなご質問やご意見がございましたら、その都度ご対応させていただいております。さらに栗原市と大和町からは「詳細調査は3市町で足並みを揃えてやってくれ」というお声を聞いておりますので、それに従って足並みを揃えたかたちでの現地調査というものを、今までもやっておりますし、これからもやりたいと考えております。今回は詳細調査候補地だけではなく、県民全体の課題というふうに我々考えておりますので、こういったかたちで県民全体を対象にいたしました説明会をやっておりますが、今後こういった場を何度も持ちたいと思っておりますし、あるいは、もっとエリアを絞ってそれぞれの候補地でもぜひやらせていただければといったことも含めて、今後ともこの説明および意見交換の場というのはどんどん持っていきたいと考えてございます。以上、私からの説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会：続きまして、有識者会議の座長であります田中先生に、これまでの有識者会議での

取組につきましてご説明いただきたいと思います。田中座長、よろしくお願いします。

田中座長：皆さん、こんにちは。指定廃棄物処分等有識者会議の座長をやっております田中です。環境省から丁寧な説明がございましたので、ちょっと強調したいところだけを補足したいと思います。今日のフォーラムの目的は何かということで、今日の資料の表紙を見ていただきますとここにありますように、「指定廃棄物の課題解決」と、これが目的だと思います。それでこの資料の9～11ページで今の状況がどうなっているかというので、9ページでは県内に指定廃棄物、現在6,000トン、放射能としては8,000～30,000ベクレルの放射能を持っている指定廃棄物が30カ所以上に分散して保管されている。これが課題です。ここにありますように、ビニールハウスの中に保管されています。放射線からの防御という点から見れば遮へいが十分だろうかとか、自分の家に近い所にあるのが心配だとか、いつまでこういう状況が続くのだろうかとか、こんな問題を抱えていると思います。この課題を解決するために処分場の場所を決めて処理を早くしようということですが、10～11ページに、今のままではどんなことが問題として起こるのだろうかということですが、指定廃棄物が場合によっては飛散・流出する。それから、この特徴ですけれども有機性の廃棄物——稲わらなどがあるということで、これは腐る、悪臭を発生するということが心配されます。そういうことで長期に保管するのは望ましくないということで、11ページにあるようにとにかく早く撤去してほしいということが本音だと思います。放射線の防御の基本は、安全という点から見れば、私は「3S」だと思います。放射線の防御は基本的には、1つは、放射能のレベルをできるだけ少なくする、あるいはなくすために遮へいをするということです。遮へいをしてもう怖くない状態にするというので、「シールド」という単語の頭文字「S」です。それから自分の生活空間からできるだけ遠くへ持って行ってもらいたいということで、十分な「スペース」という単語の頭文字の「S」、一日も早くどこかに持って行ってほしいということで、放射線から暴露される時間をできるだけ少なくするという意味で、「ショートタイム」、短時間という意味で3つ目の「S」が使われています。この3つの考え方を基本にして放射線の防御というのはあるわけです。ですから、暴露される時間を短くして、できるだけ放射能で暴露されないような状態にする。それからそもそも放射能がない状態にするために遮蔽する。そのためにも距離を保って、遠くの所に持って行く。こういうことを基本にして詳細調査の候補地を選んだわけです。廃棄物の処理の基本は、何のためにやるかという、生活環境が向上する、安全な場所になる。私

たちが住んでいる所が廃棄物によって汚染されない、あるいはその廃棄物によってネズミが発生したり、ハエが、あるいは蚊が発生しないような公衆衛生の向上。生活環境の保全という目的でやるわけです。したがって、そのような処理にはどのようなものかということ、有機物はできるだけ熱を通す。その方法として焼却があるわけですが、今回の場合は稲わらが多い。焼却をするということは衛生的な処理でもあるし、量を減らせる減容化の効果があるんです。ですから体積も減る、重量も減るということで、減容化のためにもっとも効果があります。そして、焼却すれば焼却残さが出ますけれども、それが無機物になって安定化して腐ったりしない。いつまでも同じ状態で維持できるということで、安定化方策として焼却します。焼却できないものはそのまま埋め立て処分ということでやるわけです。今回の詳細調査の候補地の選定では、安全でない場所、安全を脅かすような場所は除去するというので、災害が起こりやすい、地震が起こりやすい、地滑りが起こるとかいろんな安全の面から危ない所は排除する。それからそこを処分場にするとちょっと困るような優れた自然環境を保存しないといけないという所も除去する。それから、安心という面から言えば、先ほど言ったように放射線の防御の観点からいっても、生活空間からできるだけ遠くに距離を置くという意味で住宅地域から離れた所とか、あるいは水道水の水源として使っている所から離れている所、あるいは観光客が「あそこから近い。危ない。放射能が危ない」と言われる所には置かないということで、観光地からはできるだけ離す。そういうような観点から評価をして、望ましい順番、優先順位を付けて決めたということなんです。学識経験者、有識者という意味では、放射能の計測の専門家である名古屋大学の井口先生、それから廃棄物管理の専門家である国立環境研究所の大迫先生、それから日本原子力研究開発機構の木村先生は放射能の対策の専門で、あとは、地震の専門家である防災科学技術研究所の谷先生、それからコンクリートの専門家、あるいは地盤の専門家である岡山大学の西垣先生。こういうように幅広い専門家を集めて、彼らの意見を聞きながら議論して、詳細調査候補地の選定の手順というものを確定して、それに基づいて選んだということです。細かい内容は先ほどの鮎川さんの説明のとおりでございますので、私のほうからは省略させていただきます。以上、私が特に強調したい点だけ補足させていただきました。

司会：ありがとうございました。引き続きまして、有識者会議の委員であります大迫先生からもご説明いただきたいと思います。大迫委員、よろしくお願いいたします。

大迫委員：国立環境研究所の大迫でございます。座ったままで失礼いたします。私は国立

環境研究所ということで、つくばに研究所がございます。長年廃棄物処理を専門として研究しておりますけれども、この震災以降、宮城・岩手と津波がれきの問題がありまして、そういった所への対応、それからまた原発災害、放射性物質を含む廃棄物の適正処理という観点でこの4年間研究業務に従事している者でございます。さて、時間もだいぶ押しておりますので、私のほうからはポイントだけ申し上げます。まず今日、先ほど環境省から説明があった資料の6ページをご覧くださいながら、少しお話をさせていただきます。今回、やはり「放射性廃棄物」という言葉から大変ご不安が大きいと思いますけれども、その濃度のレベルは、原発から出てくる放射性廃棄とは極端に異なるレベルの低いものだという認識、もちろんそれでもより安全性を持って処理することは大切です。でも必要以上に怖がるということではなく、その特性を知らずきちんとやっていけば安全性は確保される、そういうレベルであるということでありまして、8,000~30,000ベクレルというレベルの範囲というご説明もありましたけれども、6ページにあるグラフで放射性廃棄物の世界でいうとごく低レベルという言い方もしております、極めて低いレベルであるということをもまず理解すべきかな、と思っております。そういう点で考えると、私のほうでも長年やってきた廃棄物の処理、多量の廃棄物、また性状が多様な廃棄物を適正処理していくという技術の積み重ねが日本にはあります。ダイオキシンの問題等もまだ記憶に残っているかもしれませんが、そういったことを克服してきて、さまざまな技術の蓄積の中で今皆さんの生活を支える基盤になっているわけです。そういった廃棄物処理の技術をベースに今回のさまざまな対応というものが検討されているとご認識ください。そのうえでポイントだけ3点申し上げます。まず、ページとしては9ページのあたりをご覧くださいながらお話を聞いていただければと思いますけれども、今、田中座長からもお話があったように、30カ所といわれていますけれども、今、保管されているものは有機性の廃棄物、稲わら等であるということで、腐って汚水が出たり、容器も傷んでくるかもしれない、また、局地災害に伴い飛散する可能性もある、そういった状況は早期に解消したほうがいいと。それをきちとした管理の中で1カ所で処分していくという考え方は大変重要だということが1点目であります。それから2点目ですが、稲わら等を仮設焼却炉で減容化するというので、やはり焼却といいますとダイオキシンの頃からいろんなご不安があるかと思っておりますけれども、まさにそういうダイオキシンの経験を踏まえてバグフィルター等高度な排ガス処理をすべからく施設として整備してきて、今の日本の廃棄物処理の安全性が

確保されているわけでありまして。ダイオキシンは有機性の化合物で若干の揮発性も残っているわけですが、セシウムというのは塩化セシウムという形態で存在していると考えられまして、この塩化セシウムというのはダイオキシンよりも極めて固体になりやすい。また、そういう意味では、ばい塵をきちんと除去していれば確実にセシウムの除去ができるということで、ダイオキシン以上に除去が可能な物質の形態になっています。そういう意味で、高度な処理施設で放射性セシウムをより確実に除去できるということが言えるかと思えます。さまざまなデータでその結果は既に検証されております。関東でも、当初放射性物質を含むゴミが通常一般廃棄物の中に混じって処理されたわけですが、そういった所でも実際にさまざまなモニタリングデータが環境省等でも取られましたが、ほとんど ND ということでありまして、十分安全性が確保されていることがデータで検証されているということをご理解いただければと思います。それから3点目がありますが、このコンクリート構造物の処分場でございますけれども、私どもの分野で進めてきた遮断型のコンクリート構造物の処分場、通常の廃棄物でもそういう技術があるわけですが、そういったことで十分安全性が確保されるわけでございますけれども、さらに今回はガンマ線を出すという点で遮へいということもあわせて考えなければならぬということでもあります。安全な場所への立地、それから水を入れない、触れさせない、そのためのさまざまな表面の遮水工でありますとかベントナイト層、コンクリートの構造物も強固な、長期的に耐久性のあるものを設計し敷設していくということ。また、焼却灰等が入ったフレコン等を充てんする場合も間に間詰め材も入れます。コンクリートの表面は腐食防止の樹脂の加工等もするという、また、第2監視期間ということで、長期にわたっては点検廊にベントナイト混合土を充てんしていくということも考えておりまして、そのベントナイト混合土においては、万が一セシウムが漏れ出てきたとしても、長期にわたって吸着し、そこに留まらせるという効果がございまして、そこで十分な自然減衰が図れると、そういったことをすべてモニタリングで安全性を確認していく。こういうような幾重もの防御システムというかたちで対応するというようにしておりますので、安全性は確実に確保されていくという判断をしております。以上です。

司会：ありがとうございます。それでは引き続き第2部ということで質疑応答、意見交換に移らせていただきます。会場の皆さままでご意見、ご質問のある方は挙手をしていただければと思います。私の方からご指名をさせていただきます。その際係のものがマイ

クをお持ち致しますのでマイクを持たれましたらご発言の方をお願い致します。ご意見、ご質問をお願い致します。では一番最初に最前列の緑色の服を着た方お願い致します。左から4番目の方です。

参加者：私は栗原ネットワークの者です。まず第1問はなぜ今このフォーラムを開かなければならないかということです。平成26年1月20日に私たちは環境省から栗原、大和、加美が詳細調査の候補地として指名されました。それから今日ですと15カ月になります。その間市長は栗原市民に対してこのことについて説明したのかといえば大学の教授の講演会だけでした。それであと自分がいろいろな場所で自分の態度をお話をしました。でも市民に向かってお話ししたというのはありません。そういう点で私たちはここで環境会議も何回かなされていますね、そして決定されました。しかしそれは市民の声として、市長さんの考えではあったかもしれませんが、私たちの代表ですけれども私たちにこれを告げないということは環境省の指導としては私は非常なる不足だったと思うのですが。それを1つ目としました。これは質問です。それからもう1つは23ページでしょうか。この23ページに自然災害を考慮して安全な処理ということですが、2008年6月14日、岩手・宮城内陸地震がありました。その時に栗駒山の中腹が壊れまして、そして私たちが住んでいる荒砥沢ダムの方も崩壊しました。それで深山嶽というのはそのダムの向かいになっているのです。ですから大学教授が来たときは同じ地質ですよと言ってももうすでに市長と一緒に歩いております。ですから詳細調査などしなくてももうすでに私たちはそういうことに関しては分かっておりますので、私は詳細調査は要らないなと思ったのですが、今日の河北新報を見ますと、詳細調査までというような言葉も環境省の大臣が言っています。そういう点で、今日はそういう環境調査のための説明ではなくて私たちの説明だというふうに私は認めたのですが、それについてどのようなお考えだったのでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。なお終わりに、このような決め方をした特措法については大変な怒りを持っています。なぜ私たちが東京電力の電力を使わないで、それに対して私たちがその放射能を処理しなければならないか、そしてそれに苦しむ農家の皆さん、私たちが生活している皆さんも、特に子どもたちですね、私たちが子どもたちを守る市民の会に連れていっていますけれど、そういう点では本当にこういうふうな決め方は許されないと思っておりました。そういうことで私の意見も含めて発言させていただきました。以上であります。

司会：ありがとうございます。登壇者の方から回答致します。

室石参事官：室石でございます。3つご質問それからご意見も含まれたものだと思いますけれど、まず1点目になぜ今フォーラムを開くのかということでございます。去年の1月に詳細調査候補地を発表させていただいたということからすでに1年以上経っているというご指摘は誠にごもっともで、私どもももっと早くこういう機会を設けさせていただければ良かったと思います。ただ先ほどの資料でもご説明致しましたように今日のフォーラムに至るまでに五者会談とかいろいろ経てここまで来たということだけ一言申し述べさせていただきます。2点目のなぜここ栗原市さんのあその場所を選んだのかと。もともと地滑り地域で地元ではもう適地ではないということは分かっているということでございます。ここについてでございますが、今まで五者会談等色々な場所で申し上げておりますけれども、まず先ほどの不適な場所、詳細調査の候補地を選ぶまでの選定過程の中で宮城県の全県内の等にデータが整備されているというものを使ってその選定作業をさせていただいたという関係で、繰り返しになりますけれどもその選定作業に使ったデータが全県的に全部等しく整備されているものというものを使った結果として3カ所が選定されたと。私どもは詳細調査の方を通じて地滑り地域であるということをより詳しく調べさせていただき、またボーリングもさせていただいて地質も十分見させていただきたいという希望を持っております。3点目です。特措法に対して怒りを持っていらっしゃる、東京電力の尻ぬぐいをなぜしなければいけないのかというご意見は大変ごもっともでございます。ただ特措法が制定され2012年の1月から全面施行されてそれに沿ってやらせていただいているということでございまして、すみません、私どもの立場的には特措法自体をうんぬんするということはちょっと今日は控えさせていただきたいと思います。意見として受け止めさせていただきます。ありがとうございました。

鮎川計画官：ちょっと補足をさせていただきます。栗原市の候補地、深山嶽のところでございますが私も何度も行っておりますし、栗原市さんの方からご推薦いただいた先ほどの宮城教授とも一緒に現地を見させていただいていまして、ではこういうところを具体的にボーリングをして掘ればこの土地がどうなのかというのがよく分かるよというご助言も頂きながらやっているのでございます。その結果を見て我々は改めて判断をしたいと思いますが、いずれにしても地元あるいは地元の関係の先生方も含めて対話は続けながらやりたいということは考えております。もちろん先ほど申し上げたような今まで市民に説明がなかったではないかというのはおっしゃる通りでございます。申し

訳ないと思っておりますが、この機会を皮切りにもしご要望あるいは我々が行ってもいいということでございましたら我々はいつでも行きたいと思っておりますので、そちらの方はぜひお声を頂ければと思っております。

司会：ご意見を。前から2列目のお席で左から2番目の方をお願いします。

参加者：東北大学の名誉教授でございます。専門は地学です。それでお話はだいたい頂いたことは前から理解していることなのですけれども、言いたいことは先ほど栗原の方が言いましたけれども、まあちょっと眺めれば3候補地は駄目です。それはみんな地滑り地帯の中です。それで環境省がこのスクリーニングで使ったデータというのはすごく古い時代のデータなのです。使った資料は50万分の1土地分類基本調査表層地質、これは32年前のものです。50万分の1ということは今敷地はだいたい200メートル四方ぐらいのものでしょう。50万分の1でそのポイントを見れば2ミリ四方です。地図の上で見たら2ミリですよ。そのような図面でどうして選定できるのですか。今は5万分の1の図面が宮城県全部そろっています。それは見たのですか、見ませんよね。見たら地滑りがいっぱいあるということは一目瞭然です。それから防災科学研究所で地滑りマップが出ていますね、これはインターネットで見られます。これも多分見たらすぐ分かると思います。今はグーグルアースがありますからそれを見ただけでもすぐ分かります。だからスクリーニングをしたと言うのだけれどもいったいどのようなスクリーニングをしたか、スクリーニングのプロセスをちゃんとそのデータを、科学ですから今は捏造みたいなことがありますね、そうすると実験ノートを出しなさいと言いますね、そのデータを出してください、僕が見ます。だいたい120回ぐらい論文は書いていますので。それから東北日本だと3枚、このような膨大な資料集も昔つくったことがあるので私は見ればだいたい分かります。詳細調査など待たなくても分かります。だいたい7〜8割ぐらいのことはそういう既存のデータを見ただけで分かります。詳細調査といってもボーリングを打つ？ボーリングで何が分かりますか。分かることもあるのですよ、でも1本2本打っても分からないことはいっぱいあるのです。そういう検討をされましたか。それからもっと基本的なことなのですけれども、スクリーニングの最初の間違ひは国有地から入ったことです。第一のパラメーターを国有地にしてしまったから当然それは必然的に山岳地帯になってしまうのです。山岳地帯になったので先ほどの環境大学の方ですか、もちろん放射性物質は拡散します。拡散するのだから上流であつたらまずいのです。必ずこういうものは壊れたり漏れたりすることはもう前もって考えておくべき

だということは3.11の教訓でしょう。安全だ安全だと言うのではなくて駄目になった場合のことを考えて対策を立てておかなければ、これはもう常識。だから漏れたときに川の上流であつたら困るでしょう。それからバグフィルターみたいな焼却のことを言いました。でもバグフィルターの宣伝のインターネットを見たでしょう、いろいろな故障がありますよね。だからうまくいっているところは99.99%でいいのです。でも故障したときはどうなりますか。そこのところなのです。そうすると例えば加美町のところだったらビュービューといつも風が吹いています。あのようなところであの風が吹かれたらとんでもない、あそこは風上ですから風下の方に放射性物質が流れてくるでしょうね。もう1つはだから上流の川沿いにつくってはいけないのです。それが地下水を汚染したらもう終わりですから。だから海を汚すのは本当は良くないですけど、でも河川と比べたら海は無限希釈領域なのです。だから汚すのだったら悪いけれど海の方が軽度で済むのです。だから海の近くなのです。それから人家から離れたところと言うのですけれど僕はある程度人家に近くていいと思うのです、これはそれほど被害はないですから。早期に見つけられるようにした方がいい、皆さんの関心を引いて早期に見つかってすぐ対策をするという方が良く、もちろん人口密集地ではいけませんけれども皆さんの関心がすぐ届くようなところ、だから臭いものには蓋ではなくて人目に付くところ、そういうところに造るべきだろうというふうに思います。だからまとめますと今までの用地選定はプロセスのデータ、スクリーニングのデータを全部公開してください、私がちゃんと見ます。そこから始めないと駄目です。僕はまともなスクリーニングはしてないのではないかと思うのです。私は専門家だからあなた方の文章を見てこれはちゃんと科学的なプロセスを踏んでいるかというのは文章を見たらだいたい分かります。多分やってないでしょう。以上です。

司会：ご意見等ありがとうございます。

鮎川計画官：ありがとうございます。いくつか頂いた点にお答えをさせていただきたいと思います。まず、最初と最後におっしゃったスクリーニングデータにつきましてどういうデータを使うかということなのですが、これもまず有識者会議で議論をして、かつそれを市町村長会議でも披露してその選定手法の中に入れております。すべてのデータにつきましてはこのものを使うというのが具体的にその選定手法の中に入れておりリストになっておりますので、それはホームページでも公開しておりますのでご覧いただければ何を使っているかが分かります。ベースとなる基本的には地すべりにしろ何に

しろ公的機関が出しているものでございます。それをデータとして元のものを使ってございます。いずれにしましても、何を使っているかというのは先ほど申し上げましたがすべてリスト化しております。

続きまして、ボーリングのことのご指摘を頂きました。これにつきましてはボーリングだけでやるのではなくてそれ以外にも地表地質調査、地表を見て地質学者の方に入っただけで見ていただくとか、そういったことも含めてやりたいと思っております。それから国有地からスタートするのがそもそもいけないのではないかとのご指摘も頂きました。ある意味ごもっともな面もあるのですけれども、他方で国が責任を持って処理をするということから考えますと国有地というのがまさに国の土地ということでございますので、そういうことでまずは国有地ということでございますが、今回宮城県につきましては県有地も含めてまずスタートするというふうなことで市町村長会議でご議論を経た上でそういった形でプロセスを踏んでございます。あとバグフィルターの話も頂きましたが、これも故障したらどうするのだというご指摘はごもっともだと思います。そちらにつきましては常時モニタリングをして異常値が出ればすぐに止めるといったことも含めてそれは対応したいと考えております。

原発と焼却炉の違うところは、原子炉は冷やし続けないと暴走する、核反応が勝手に進んでしまう、人的に止めようとしても止められないというのがございますが、焼却炉は火が落ちればそれでおしまいですので、そういう意味では原発と同じように考えていただかない方がいいかなと思っております。

それから今ちょっと出てきましたが避けるべき地域に関する評価項目のときに使う知見でございますが、地滑りに関しましては基本的には、すべて目で見て目視でこうやると間違いが起きますので基本的にはデータ化された地理情報を使って処理しております。それで地滑りににつきましては国土数値情報、あとは地すべり地形分布図データベース、これは防災科学技術研究所が出しているものです。砂防指定地については20万分の1土地保全基本情報とあとは県の提供データといったものを利用しております。あと急傾斜につきましては国土数値情報、これは国交省でございます。深層崩壊溪流区域につきましては深層崩壊溪流レベルの評価マップという、これは国交省がつくっているものでございます。それから勾配30度以上の急傾斜地域、これにつきましては数値地図25,000、国交省ですが、この50メートルメッシュの標高データ、これからGISソフトの計算機能を用いて算出してございます。それから土石流につきましては土石

流危険区域、土石流危険溪流、いずれも国土数値情報、国交省の出しているものでございます。洪水につきましては洪水浸水区域でこれは河川管理者、これは1級河川であれば国、それ以外であれば県でございますが、その河川管理者の提供しているデータを用いております。それから雪崩でございますが雪崩危険個所に該当するエリアとしてこれも国土数値情報、国交省あるいは県の提供のデータ、こういったものを利用しております。地震、活断層及び周辺地域ということでございます。こちらにつきましては活断層詳細デジタルマップという東大出版会が出しているもの、あるいは活断層データベース、産総研が出しているものでございますこのホームページから抜けるものでございます。津波でございますが東日本大震災における津波到来ライン、あるいは各県で想定される津波浸水区域でございますが、津波到達ラインデータというこの東大の生産技術研究所のデータ、あるいは宮城県の出している津波浸水想定図でございます。だいたいこのような感じですか。

参加者：今並べられたデータというのはネットで見られます。それで例えば地すべり指定地域、砂防指定地域、そういうのは行政的に問題のあるところだけポチポチ付いているのです。だから地滑り分布全体だとかそういうことは載ってないのです、全然少ないのです。もう実際の100分の1ぐらいしか載っていません。だからそのようなデータを使っていたら駄目に決まっているでしょう。そういうことなのです。防災科研から出している地すべりマップですね、あれはちゃんとしているのです、新しいデータですから。だからあれをご覧になったのでしょうか。ご覧になったのだけれどもどうしてあそこはみんな地すべり地帯なのにそういう指定になってしまったのですか。今のこのスライドの中に地すべりのところは避けると書いてあったでしょう。それなのにどうして地すべり地帯なのに入ってしまうのですか。地すべりマップを見たのですか。全部ですよ、3候補地ともすべてそうです。だからどういう分析をしたのかを僕は有識者会議、有識者会議が分析したのでしょうか、だから有識者会議の方々がどういうふうに既存のどういうデータを使ってどのようにデータプロセッシングをしたのか、そのプロセスの実験ノートを出してください。

室石参事官：室石でございますけれども、今日説明の中で少し省略してしまっているところで大事なところを申し上げたいと思います。特措法が施行されて、民主党政権時代に茨城それから栃木の方で候補地を提示したことがございます。そのときは、内部で選定をして地元に一発提示をするという形を取りました。地元で反対が起こってそのまま時

間がたち自民党政権になってその選定プロセスを見直そうという経過がございました。つまり政府内部で1度で選定作業をしていきなり地元にご提示をするというやり方は間違っているということで、今回はまず最初に申しあげましたように全県内の等しくデジタルデータが整備されているというものを使いながらスクリーニングをする、その結果詳細調査の候補地を出してさらに詳しく調査をさせていただいて最後に候補地を提示を致しますというやり方にしております。ただいまの先生のご指摘はやはりスクリーニングなのですけれども一発提示でスクリーニングをするというふうに聞こえます。私どもは前回のやり方を反省した結果とりあえず全県内の等しくデジタルデータが整備されているものでどこの市町村も同じような条件でまず選定をするということを重視してスクリーニングを致しております。スクリーニングをした結果さらに詳細な調査をしてその結果として候補地が決まるという順番でございますので、詳細調査の候補地を決めるところで完全な地元の固有のデータまですべて見て調べて選定をするというつもりでやっておりません。そういうことをちょっと最初に申しあげたかったことでございます。それと、どうやってというのは非常に単純でございます。

参加者：全県一致の全県均一の5万分の1の地質図、表層地質ですね、土壌図、土地利用図、植生分布図といったようなものは5万分の1が全部出ています。全部出ているのですよ。何を見ているのですか。

室石参事官：ですからやり方は非常に単純でございます、デジタルデータをスクリーニングしていくということでそのデジタルデータについてはすべてリスト化されてホームページに載っておりますので先生の方でご検証していただけるということであれば十分できると私どもも思いますので。やっていることは簡単でございます。それぞれの条件に基づいてGISデータの重なりを抜いていくというだけの作業でございますので、そこに何か恣意性とか間違いが生じるというのはあまりないようなことになっております。それから先ほど有識者会議の先生が見ているのではないかというご指摘がありましたのでそこを。

参加者：だから何遍も言っているのは、これは何が賛成だとか反対とかという問題ではなくて、まずちゃんと事実を見てそれでちゃんとスクリーニングすればいいだけなのです。それをやってないからちょっと見ただけで僕はやってないと思います。それをちゃんとやればいいだけなのです。

室石参事官：繰り返しになりますけれども、その選定手法については市町村長会議で1年

かけてプロセスを公表しながらですね。

参加者：市町村長さんがそういうデータを読めるのですか。

室石参事官：ですからデータを読めるではなくて手法についてご説明をして手法について決めたということです。

参加者：ちゃんとサイエンティフィックに科学的なスクリーニングの。

室石参事官：ですから作業の方は今こうやってご提示しているわけでございます。

参加者：だからこれは多分スクリーニングの内容は私が見る限り、言っては悪いけれど、とても素人のレベル。それでだから実験ノートを出してくださいと言っているのです。いいですか。

司会：ご意見ありがとうございます。続きまして先に手を挙げております前から3列目の男性の方お願い致します。

参加者：泉区から参加しました。今日は質疑の時間を取っていただきましてありがとうございます。今日の説明で暫定保管がひっ迫しているということが最終処分場を急ぐ理由に挙げられています。資料の11ページに載っています。環境省の皆さんにお尋ねしたいのですが指定廃棄物を抱えている農家の方、それからその保管場所を確保するために協力した区長さんたちが今非常に困っているのですが直に聞き取りをしたことがありますか。ひっ迫しているということは私も調査に伺って聞きましたけれども、では今の計画についてどんどん進めた方がいいですかと聞くと積極的な賛成者は誰もいませんでした。理由は上流に処分場をつくったら万一事故が起きたときに我々下流がみんな被害を被ると、我々も迷惑していると、持っていかれたら加美町の人たちはもっと困ると。環境省の人たちをお願いしたいことはみんなが納得できる計画につくり直してほしいと。これが当事者の人たちの声です。今日の説明ですが一番の当事者の人から誰も支持がない計画です、根拠のない話だと思います。再検討していただけないかというのがまず第1の質問です。2つ目の質問、時間がないので、12月25日に日本技術士会の東北本部がセミナーを開催して、そこで環境省の人が発言をしています。大変率直な発言だったので私も率直に質問致します。まず、今、先生から質問があった候補地の選考基準と選考経過についてですけれども、加美町をはじめ私たちも問題にしています。ところが、環境省の人は選考基準に問題ありと言われて、「難癖を付けられている」と発言をしました。難癖とは何事ですか。計画に反対している人たちのもう1つの大きな理由は処分場をつくったらその地域のなりわいが大打撃を受けてしまうということです。例

えば加美町ではすでに風評被害が発生しています。処分場をつくられたら取引を停止するという連絡している取引先もいるのです。風評被害は実害そのものですけれども環境省は全面補償する考えがあるのですか。ないでしょう。だから産直をしている生協の人たちとか私のような仙台の市民も産地となりわいを守るという立場から計画を批判しているのです。ところがこのセミナーで環境省の人は「加美町がだだをこねてる」と発言をしています。いいことも言ってます。「結局は住民にとっては迷惑施設だ」ということを環境省の方は認めました。大変率直です。最後に「お金というツールしかないのかもしれない」という発言もなさいました。私たちの税金で、札東で切り崩すということですか。極めつけは最後のこの発言です。「指定廃棄物の処理は東電をつぶさない程度に保管させることがみそだ」という発言です。いいですか、本来100ベクレル以上の放射性物質というのは管理する対象でしょ。そのレベルを外してあちこちに放射能の汚染が拡散する事態をつくってます。指定廃棄物を抱えてしまってる宮城のような地域の住民や自治体に、ものすごい犠牲と負担がしわ寄せされています。東電をつぶさないようにするというのが最優先されてるからじゃないですか。だから勉強した私たちは、特措法と基本計画そのものを見直していただきたい、そういう認識に到達しています。詳細調査も札東の切り崩しもやめて、特措法と基本計画を見直していただきたいんですが、お答えください。

司会：ご意見・ご指摘、どうもありがとうございます。

鮎川計画官：ありがとうございます。最初にいくつか環境省の職員が申し上げたというところで、もしそれが本当にそういうことであれば、大変あり得ない発言だと思っております。申し訳ないと思っております。特に東電が潰れるかどうかというのは、民間企業なので、我々は関知してないところですので。我々も宮城だけではなくて、むしろ福島とかそういったところを含めて、指定廃棄物だけでなく除染も含めた放射性物質汚染対処特措法に基づく事業については、東電に求償する、賠償を求める立場でございますので、そこは東電を潰さない程度とか手加減的なものは一切考えておりません。最後にお金というところも、我々はそんなことは考えておりませんで、むしろやり方、処理の必要性、安全性をきちんと何度もご説明する、あるいはご意見を頂く、そういったプロセスを大事にしたいと。今日はこれだけは本当に申し上げたくて来たようなものでございますので、そこはぜひご理解をいただきたいと思います。その上でほかのところも。

これからもし住民の方々にもきちんとご説明をする機会を頂けるのであれば、我々は

どこにでも参ります。あるいは東北事務所、仙台に環境省の支所がございますので、お呼びいただければ参りたいと考えております。その上で一時保管のひっ迫の話につきましては、環境省の職員または県の職員とか市の職員もそうですが、定期的に点検をさせていただく中でお声を聞くことはやっております。先ほどの処理施設を造るための詳細調査の候補地のことを考えるとといったことも含めて、あまり大きな声が上がってないというのは事実でございますが、宮城県だけではなく例えば栃木県、あるいは千葉県の今持ってる方々は、これが無くなればすごく嬉しいと。ただ、持っていった先の苦勞を考えると、なかなか大きな声は出せないよなというのが正直なところだと我々は伺っております。もちろんそんな方々ばかりではないと思います。県全体のことを考えてやっばり違うことをやったほうがいいのか、いろんなご意見をお持ちの方もいると思いますが、我々はそういった声も聞いてはおります。あとは見直しという話でございます。これも宮城県だけではなくて、いろんなどころでお声をよく聞きます。確かにすべてが東電の第一原発の事故から発生したものでございますので、何でそれを我々がということですけども、先ほどご説明したとおり、今現に宮城県に6,000トンぐらいがあります。これを何とかしないとイケません。その際によくご意見として伺うのが「福島で出たもの、あるいは東電が出したものだから、第一原発の跡地とか、あるいは東電に引き取らせればいいのか」。これはよくお聞きします。私は一個人として非常によく分かります。ただし、例えば第一原発は今ご案内のとおり、今はあの炉は使えませんので、あの炉を廃炉しなければいけないと。その際に汚染水が毎日何百トンと出ています。それはまだ海に流せないで、そのためのタンクをつくってどんどん敷地が埋まっている。あるいは建屋が今壊れていますので、それを崩して最終的に廃炉にしなければいけないんですが、その置き場がどこにもないので、結局今の第一原発の敷地の中につくんなきゃいけないので、今そこにと言われても、物理的になかなか難しいと。それ以外の第二原発、あるいはほかにも東電はいっぱい土地を持っています。ただ、それがどこであろうと、東電という国があるわけではございません。必ず日本のどこかです。ですから、例えば福島の東電の土地でも、それは東電が引き取るんですけども、日本のどこかの〇〇市、〇〇町、〇〇村の住民の方々が必ず周りにいます。それは東電の土地どこであっても一緒です。

今回の3つの候補地ということではいけばすべて国有地ですので、引き取るのは国ということになります。おっしゃるとおり、国有地の周りにも住民の方々がいらっしゃいま

す。であるからこそ、我々が勝手に場所を決めるのではなくて、どういうところをやるべきか、それをどういうふうな選び方でやるのかというのを、全市町村長の方々にお集まりいただいて、それで議論をしてきていると。

司会：ご発言はマイクを通してお願いしたいと思います。そちらの手を挙げています女性の方、お願いいたします。

参加者：本日はこのような会を開いていただきましてありがとうございます。毎日とても勉強させていただいております。放射線科学について我々は本当に学んでこなかったということ、そして未知の世界がたくさんあるんだなということ、東日本大震災、そのあとのインドネシアの高波とかで、本当に未知の世界の中に住んでいる私たちというのを実感させられております。この間の防災の国際フォーラムにも出掛けましたけれども、我々がしなくちゃいけないことは何かっていったら、やっぱり過去の資料がこうだから、それでこうと読む時代ではないんだということです。温暖化が進んでおります。熱帯雨林気候になりつつあります。たまに大雨が降ります。大雪が降ります。どういうことが起きるかは誰も予想できません。それが自然なんですよね。

だから永遠の課題で頑張らなくちゃいけないんだけど、そこに暮らす私たちとして何をしなくちゃいけないか、そして上に立つものとして何をしなくちゃいけないか、私はやっぱり先ほど先生がおっしゃった、過去の情報をくまなく知ることと、それから未知なることを予想して、君子は先んじて憂い、後れて楽しむと言いました。昔からいわれるけれども、それが無いのが今の君子たちなのかなと簡単に思うんです。先んじて憂うということをしてるんでしょうか。加美町や栗原の人たちが。ごめんなさいね。私の知り合いが牡鹿半島にいて津波に遭いまして、本当に悲嘆に暮れて暮らしてて。88歳のおばあちゃんがやっとなんかし難いことを始めて、自分の明るい未来がちょっと見えて、今年のお彼岸に伺ったときに初めて明るい顔をしておりました。福島の方はまだまだ先のことなんです。なんだけれども、何をしなくちゃいけないか。私自身は震災後、大河ドラマで会津を舞台にしたものがありましたよね。日新館の教で「ならぬものはならぬものです」。このとおりですよ。私自身、元教員でしたから、6年生の修学旅行で連れていきまして、これをびっしり教えました。それが生活目標になるんですけども、やっぱりならぬものはならぬなんですよ。どういうことかって分かりますか。すなわちさっき言ったように、東電が出した廃棄物は、東電が自分で処理する。もっと簡単に言えば、犬のふんは飼い主のふんである。皆さん社会人はそれを守っております。まちは

きれいになっております。ふんなんて一つも見られません。でも東電が出した放射能廃棄物は、いまだに全国各地に広がっていて、それを各県で片付けろと。こんな話はありません。ならぬものはならぬものです。あの大河ドラマは、このときにこそ皆さんに聞かせてあげなくちゃいけない。それがちょうど出てきて、これは神のお告げだなどまで思った次第。本当にそうですよ。そういう気持ちで私は受け取ったんですよ。それを手本にして東電さんにも、あるいは国が東電さんをどのように指導するかも考えていただきたいなと思うんです。それからもう1点、話を変えます。福島の楢葉とか双葉とかあの辺に、ボツボツとお年寄りたちが戻ってきております。12%。でも、若者たちは戻りません。そのとおり、ロシアのチェルノブイリの経験が隣のことのように分かります。そしたら子どもたちを連れてこれません。私も子どもたちを連れてはいけません。お年寄りは自分が住み慣れたところで農業したい、漁業したい、戻ってくる気持ちもよく分かります。よく分かるけれども、入るには30年、40年、もっとかかるといわれています。だって方法が見えないんですもん。未知のことなんですよ。おじいさんおばあさんが戻ってきてやるのはいいんだけど、じゃあ、何をしてあげなくちゃいけないの？ 万が一廃炉作業で飛び出した放射線で二次被害、三次被害に遭わないように、しっかりとブロックしてあげることじゃないのかなと思います。そのためにはどうするか。さっき言った土塁ですよ。あれで分厚い塀をつくって、原発の敷地内、あんなところ全部汚染されてますから、もっともってその周りのほうに高い土塁を築いて、ドームのような屋根もしっかり築いて、万が一、千が一、億が一、放射性物質を取り除くときに、炉心が溶けて落ち込む危険があるって言うわけでしょ。それをどういうふうに防ぐか。そしたら厚い土塁を築いて防いであげる。それをいち早くやって、今戻っているおじいさんやおばあさんたちに老後、これから20年あるか30年あるか分からないけれども、安心した生活をさせてあげたいなという、そういう思いです。ということで今、一時保管場所として何カ所とかって置いてますけれども、さっきおっしゃったようにこういうものを上流に置いたら、下流全部に広がるのは当たり前のことでしょ。何でそんなことが分かんないの。そうだ、今の理科の教育はそうなんだよなって思うんですけども。学校教育に問題があると思うんです。簡単に言います。今、提案して下さったいろんな方法。5km線でしたって言います。それを原発のそばに持っていった、そこですべてやってほしいなということです。全国に拡散しない。拡散したら経費から何からみんな掛かります。人件費も掛かります。

司会：マイクを持っている方のご発言でお願いいたします。後ほどお渡しいたしますので、簡潔にお願いいたします。

参加者：福島原発周辺、あそこはとにかく二次被害、三次被害が起きる可能性はあるんですよ。それを防ぐこともやらなくちゃいけないですよ。そこを考えていますか。考えてないでしょ。先んじて憂いてほしいということです。以上です。

司会：ご質問のほうありがとうございます。では、簡潔にお願いいたします。200名来られております。できるだけ多くの方のご意見を頂くということで、簡潔にお願いいたします。

参加者：今日はこのような場を与えていただいて、参加させていただいてありがとうございました。私はこの日を待っておりました。といいますのは、平成10年のときに地震と津波と原発の問題が起きるということを知らせておりました。それでどんなに人が一生懸命やっても解決策は見つからないというふうに言われまして、毎日、新聞とテレビを見て、本当にどなたか解決策を考えていただきたいというふうに、私は女性ですし、本当にチェルノブイリのときからずっと心を傷めてまいりました。福島に行ったり、それからそれぞれの市町村に行って稲わらのこととか、私は一主婦ですけれども、この足で全部見てきました。原発のときにもすぐに真野川の際まで行って。話すと長くなりますから、これはこちらに置きまして。実は解決策があるんです。ぜひ環境省の方に取上げていただきたいんですけれども、※※（企業名）という会社がありまして、今80歳の社長が53年間、これで本当に命を懸けてやってきた方がいるんです。それで環境省のほうに私もいろいろつてをたどって行きました。でも全国からいろいろな情報があって、どれが本物か環境省は見抜けないって言われました。それで今、福島の汚染問題とか水の問題、六ヶ所村、すべての原発が解決する問題なので、チェルノブイリのほうが先にその会社のほうに関心を深く寄せてます。ですから、いち早く※※の社長に会って、それで有識者の中にただ今の先生とか※※の社長とか、やっぱり既成の有識者じゃなくて、そういう方を入れてぜひ解決していただきたいと思いますので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

司会：ご提案のほうどうもありがとうございます。前のほうに偏っておりますので、真ん中、後ろのほうにマイクをお回ししたいと思うんですけれども。白い服を着られた男性の方、お願いできますか。

参加者：泉区から来ました。簡単に言います。まず今日、環境大臣の方、望月大臣が来な

かったのが間違いだと思います。簡単に言うと、特措法をまず改正していただくということになります。先ほども出ましたが、何で犬のふんを他人が片付けるのかということだと思いますので、とにかく特措法の改正をお願いします。以上です。

司会：ありがとうございます。手を挙げられる方がいっぱいおりますので、今、特措法のご指摘がございましたけれども、特措法の関連ということであれば、先にご意見を頂ければと思います。白い帽子の方、お願いします。

参加者：栗原市から来ました。今日一番目に発言したのも栗原であります。特措法の見直しをお願いしたいとお願いしたのも栗原です。しかし先ほどのご返事ですと、今日は特措法に触れないという回答。これでいいのでしょうか。この特措法に準じて市町村長を集めて、何回も集めればそれで済むということでは済まないのです。進まなかったらどうしたらいいんでしょう。特措法の見直しも含めて考えていかないと、この問題は解決しないと思います。そのことをお願いに来ました。それからもう一つお願いします。国土をきれいにする運動というのは、やっぱり持ち帰って、きちんと1カ所で集中管理をするというのが一番金の掛からない方法です。今こちらのほうで、福島に持っていったらどうだと。福島が一番いいのなら福島に持って行って、福島の人が帰れる状況で持っていくということを考えないと、この問題はいつまでたっても解決しません。ですから今の技術で福島のどこか、あるいは福島でなくてもいいですけども、今のところは持ち帰り、そこから出発していますから、そこに戻すというのが今一番ベターなんだというこの人たちの考えは、私と同じだと思います。1つ例を申し上げます。山をきれいにするためには、ごみ箱をいっぱいつくればいいというのではなくて、みんなで山のごみを持ち帰ってきたからきれいになりました。栗駒山も、それから富士山もそうです。ごみ持ち帰り運動が徹底したことによって世界遺産になりました。この特措法、いわゆるこの廃棄物も、福島に持って行って、福島で徹底管理をする。そして福島に住んだ人も住める、このことに集中して努力をすれば実現できると。福島の人が帰れなくてもいいということは一つも思っておりません。どうぞ特措法の見直しをもう一度考え直していただくことをお願い申し上げて終わりにします。

司会：ご意見ありがとうございました。今のご意見は特措法の見直し、あとは福島にいったん持って行って徹底管理というものでした。関連するご意見を先に承ってから、まとめて壇上のほうでお答えしようと思います。前の方、お願いいたします。

参加者：関連します。まず特措法の問題は扱わないというのは、多くの方が言ったように

おかしい。少し視点を変えてもっと大きなところから。先生の言っていることも分かるんですが、それは造ることを前提にしてるような気がするので、つくらないということも含めた、もっと大きなところから考えていただきたい。3つのことにわたっての質問と要望を行います。まず第1点。2013年の9月に安倍首相が行った、アンダーコントロールといった発言の内容、環境省もこれと同じような立場に立っているのか。これを撤回してもらわない限り、今の福島の現状、問題が解決してないのに解決してるような状態になってるような。これでは国民の信頼を得られないだけでなく、世界的にも、国際的にもこれは信用されない問題だと思っています。ここからすべてが発しています。2番目に、そこで責任ということであれば、原因究明が行われていない。ちょっと範ちゅうが違うと言われるかもしれませんが、それから再発防止とか発生源の処罰がされない、警察庁も動かない。この間の一連の事故、公表されない、漏れが起きる、そういうことをやってるところがこういう説明をやって、それを信用しろということとはちょっと無理のような気がしませんか。というのを思います。こういう事故の連続、事件の連続は当然、環境省が信頼できないという現状があるのを、まず信頼できる状態にしてはどうですか。一番目に責任、そしてアンダーコントロールということ撤回することが信頼につながるというふうに考えています。約束、信頼ということであれば、8,000ベクレルというのがそもそもおかしい。突如として100が9のあれだったはずなのに、それから1年、一般国民の被爆が1ミリというのもいつの間にか曖昧にされている。それも国民との合意、国民への約束だったはず。今もそれは約束だと私は思っておりますけど、20で返そうということでは、政府を信頼することはできません。せめても50でいろんな処置、移住することの権利を認めた上で1の基準を決めて、国民との約束を果たしてもらうような政府になっていただきたいと思います。そういう意味で2番目に理念の問題です。基本的な原理原則をきちんと確立できるのかどうか。どういふことかという、命と健康を守るということを第一に掲げる政府になってほしいということです。それができなければ、あらゆる政策・施策を行おうとされても、私たちは信用することはできません。1ミリが安全だとは思っていません。0.23なんて思っていないし、私たちの栗原市では8,000ベクレルうんぬんじゃなくて、校庭とか子どもたちのところは50センチのところ0.23を測って、結果的にはその土壌はどのくらいだったと思います？ 8,000ギリギリあったところもあると思いますけど、2,000台〜3,000、4,000が多いんです。それでも危険だから取り除いた。

8,000以下が問題ないんじゃないじゃなくて、本当は100以上ですけど、8,000～100の間を問題視しなければ。最初から説明を聞いていると、8,000以下のことは全然気にしてないような答えをされてるのが気になりました。全然危険視されてない。そういうところに子どもたちがいるんです。8,000の問題は、大人が二十何時間いってどうのこうのっていう説明です。子どもに関しては、幼児とか胎児については100分の1にすべきだという意見もあるぐらいですから、ここは1ミリという今の規制基準、安全基準じゃないということを踏まえて、まず理念を明確にさせていただきたい。3番目に、その上で特措法を含めた法整備。特措法だけじゃないと思うんです。野放しにされている、規制がされていないこの放射性物質に関して。環境省が担当されて分かっていると思います。その穴埋めにこのでたらめな特措法がつけられたにすぎない。そうじゃなくて、もっと全体的に包括的な法律、チェルノブイリ法に匹敵するような。私が勝手に「ノーモア広島法」というふうに名前を付けました。新たに被害者を出さないために、将来世代を含めて、福島の人たちも含めて、そこに帰れることを模索するようなかたちでのノーモア広島法というものを整備しませんか。そういう質問です。説明会をするというのなら、すぐ答えられなくてもこれを持ち帰って、この答えを持って説明会にいらしていただきたいと考えております。以上です。

司会：ご意見・ご質問、ありがとうございます。特措法の話と福島に持っていけばという話を中心に1件お伺いしましたので、一回マイクは壇上にお戻ししたいと思います。

鮎川計画官：ありがとうございます。特措法の話、決して何もしないというわけではなくて、もともと我々は放射性物質汚染対処特措法（特措法）に基づいて仕事をしておりますので、当然ながらすべてはこれに関係するものでございます。先ほども申し上げましたが、特に「福島第一原発に持っていったらいいんじゃないか」というお声を中心に今までも聞いているということで、あらためてたくさんのお声を頂きました。ありがとうございます。ここにつきましては申し訳ありませんが、そこに持っていくとなると、今度は逆に福島県の方々がどう思っているのかというのをご説明させていただきます。実はこういった話は一連の事故が起こったあと、環境省も福島県に対してお聞きしております、そのあと報道でご覧になっていると思いますが、宮城県知事のほうも今回新しく知事になられた福島県知事のほうに「県の中にそういう声がいっぱいあるんだけど、どうかね」という話をされたともお聞きしております。いずれも福島県知事のお話では「今の方針どおりにやってくれ」ということですので、そういうお声がある以上という

ことで、そこは我々としてもなかなか難しいかなと思ってございます。あと、最後のほうで8,000以下のものは何も気にしてないんじゃないかというご指摘も頂きましたが、そこはそうではなくて、8,000以下も含めてそこはきちんと。ただ、8,000以上について国が責任を持って処理するというその線引きでございますので、それ以下については一般廃棄物であれば市町村、あるいは産業廃棄物であれば。そして最終的に8,000以下であろうと8,000以上であろうと、求償については東電に行くということでした。

第一原発のアンダーコントロールの話ですとか原因究明の話につきましては、申し訳ないですが、我々はそこについて一切、権限も何も持っておりませんので、我々のほうから責任あるお答えはできません。申し訳ありません。特措法につきましては、各県で出たところで処理をするということにつきましては、法律というよりは、その下の基本方針などでございますが、それも含めまして法律そのものの見直しにつきましては、特措法についての施行が3年たったので、今後どうしていくかというのは、施行状況の検査・調査をしているところでございます。それは有識者の会議の中で数カ月でやることになると思います。ただし、基本方針で定められております、各県の処理ということにつきましては、何度も繰り返しになって恐縮でございます、福島のことについては、総理も含めて国会で答弁をして。いろんなところでご指摘がありますし、国会議員の方からもご指摘を頂いています。それにつきましては総理、あるいは我々の環境大臣を含めまして、一番の被害者は福島県の方々です。その方々に「これ以上の負担をというのはなかなか難しいよ」というご答弁はさせていただいております。ただ、それ以外の部分につきましては今、検討会を回しておりますので、そこにつきましては、これから自治体の方のお声も聞きながら進めていくということでございます。

司会：後方のほうはまだマイクが回っておりませんが、どなたかご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。先に後ろの方お願いいたします。マイクこちらです。

参加者：私は一番最初、指定廃棄物と聞いたときに、なんだろうと思った。このことについて、誰が、どういうふうな責任で市民とか県民に知らせたんでしょうか。例えば自分で除染した方もいますよね。そして自分の近くに埋めてしまったとか、あるいは小学校のプールで、福島県より宮城県は指示が遅かったために、プールに溜まった泥を子どもたちに処分させた例が、宮城県内はあるんですよ。福島は3月のうちにやりましたけど、

仙台は5月になってから指示が出たんです。その泥をどこにやったかといったら、量りもしないで埋めただけなんです。だからどのぐらいの量があるかわからないわけです。そういうものを考えると、6,000トンで済むんですか。これ、指定廃棄物、量らないで埋めてしまったものが、かなりあるんじゃないのか。それを指定廃棄物以外は処理しませんよと言われると、この指定廃棄物の説明を十分に県民に知らせた上で、この数量をカウントしてるのかどうか、私は大変心配なんですけども、その辺についてはどうお考えなんですか。

司会：はい、ありがとうございます。今、十分に県民に知らせないで、その数字6,000トン、正しいのかというご質問をいただきました。では、お願いいたします。

鮎川計画官：今の質問にお答えいたします。まず除染で出て来るのは、主に土とかですけれども、庭とか校庭とかの表面をはぎ取るのが除染といわれているものでして、我々、あるいは皆さんの、生活の周りの放射線を下げる取り組みでございます。他方で廃棄物のほうは、じつは除染で出てくるものは廃棄物ではなくて、また別の取り組みで出て来るものでございまして、そもそも除染で出て来るものについては、濃度の如何にかかわらず、6,000トンとかそういうところの数字に入って来ません。それはまた別の取り組みでやっております。さらに8,000超か、以下かにつきましては、基本的には市町村や県が把握をして、あるいは持っている方々が測って、それで8,000超であれば国の処理で。だから8,000以下は野放しにするということではなくて、8,000以下の廃棄物については、基本的には市町村の方々が持っておりまして、それで利府町あたりで処理が始まっていると聞いておりますが、これから先、市町村の取り組みの中でやっていく。それで我々も、必要な国としての支援をさせていただくということでございます。申し訳ありません、今日は廃棄物の担当が来ておりますので、除染の話はあまり詳しくできないかもしれませんが、何か補足があれば。

室石参事官：繰り返しになるようでございますけれども、今日対象にしておるのは、ある意味もともと廃棄物だったもの、浄水汚泥もそうですし、下水汚泥もそうですし、焼却灰もそうですけれども、放射性物質が降りかからなくても、もともと廃棄物として出ていたもの。一方、除染という行為自体は、3.11以前にはあり得ない行為で、除染というのは初めて3.11の事故の後、しなければいけなくなったというものです。除染は実は別の枠組みで、環境省の中でも除染の部署で別にやっております。そういう意味で、今日は除染についての部分については、お聞きするということでございます。廃棄

物に分類されるものについて、今日お答えしたということでございます。

司会：司会の進行不手際で3時を過ぎております。先にインフォメーションですけれども、3時以降ご予約のある方がいらっしゃると思います。後ろのほうから、もしご予約があれば後ろの方からご退室いただきますよう、お願いいたします。質疑応答のほうは、もうしばらく、続けさせていただきますのでお願いいたします。ご質問のある方、またこれまで聞いていないというご質問のある方は、引き続きお願いいたします。それでは中段奥の、茶色の服を着られた方、お願いします。

参加者：私は加美町から来たけれども、去年なんです、環境省で現地調査のために朝早く来るということで、私も加美町から2時間かけて山に行ってみると、山に登る途中には、耳キーンって2回鳴るんですよ。あそこの現地に行くときには。それで、環境省の東さんという方が担当してまして、私も何度も話しました。おたくも家族一緒に加美町に住んでみてくださいと。どのような気持ちになるかわかるから、ということで、私も泣き泣き話したことがあります。そのために、この環境省で、必ずしも加美町をターゲットにしているような感じに、私には見えるんです。「そうだ、そうだ」の声）あそこはものすごい僻地なんです。それで、あそこから水源が大崎平野を下って、それから南郷、松島まで水源が行ってるんです、その下が。それをどんなふうに環境省で考えるかお答え願いたいんです。それだけです。

司会：ご質問ありがとうございます。もう一つご質問いただいて、併せて檀上のほうからお答えいたします。前から3列目の女性の方、お願いいたします。4列目ですね、失礼いたしました。

参加者：何度も今日は、コンクリートの建造物がとても強固で、絶対漏れないっていう説明なんですけれども、どんなに強固なものでも100年はもたないと思うんです。そして水が浸入しないようにするっていても、100年間そのような機能は保持できないと思うんです。あとは自然環境への影響がないっておっしゃいましたけども、岩手・宮城内陸地震2008年、あそこは活断層も見つかってない所で地震が起きて、大規模に山が崩れて、土石流が発生したんですね。やっぱり人間は自然もわからないし、あと、放射性物質を閉じ込める技術もないと思います。いかがでしょうか。

司会：ご質問ありがとうございます。今いただきました2点について、檀上のほうからお答えいただければと思います。

室石参事官：最初、加美町をターゲットにしているのではないかということですが、今の

ところ3市町、詳細調査候補地ということで、特にどこかを意図しているということは全くございません。それから上流水源にそういうものを作るのはいかがなものかと。これは先ほどの方だけではなくて、それ以前も何人もご意見があったかと思えます。私どもとしては、今日ご説明しましたように、そもそも水関係の影響のおそれがない施設構造にするという前提で考えた上で、各種のモニタリングを通じて、そういう影響がないようにやっていきたいと考えております。上流と下流という意味で、海に作れば一番いいのではないかというご意見も、最初の頃ございましたけれども、海は海で、また海の自然というのもございますし、どこに作るかということについて、選定手法を決める過程において、私どもも十分、水への影響というのを考えた上で、今回の選定手法にしておるといってございまして。それからコンクリートが100年もたないのではないかとご意見。経験則として、近代コンクリートというものの自体が、最近の発明でございまして、もちろんポルトランドセメントというものが発明されて、100年以上経っているものが現実に今、世の中に存在していないとほぼ思われます。ただ、確か北海道のほうの一部埠頭で、100年近く経っているようなコンクリート構造物もあるとは聞いておりますけれども、そういうものの強度試験等の材料もまだ残っているということで、今のところ100年でまだ強度はあまり落ちていないということを知っておりますけれども、確かに経験したことのないものであるということは、確かかとは思いますが。私ども、先ほど図をお見せしましたように、目視による点検等、そういうものを組み合わせながら必要な補修等も続け、適切な管理をすることによって、コンクリートの強度を保っていきたくて考えております。3.11の事故以後、絶対はないという、安全神話が崩壊したという点もよくよく私ども、肝に銘じておるつもりでございまして。結局、あり得ないことが起こったときの対処というものをあらかじめよく考え、マニュアル等を作って、事件、事故に備えておくということを事前にやっておくことが、多分安全管理としては一番大事なことかと思っております。以上です。

司会：だいぶ時間が押しておりますので、あと2名ないし3名の方のご質問、ご意見を伺いまして、環境省からお答えさせていただければと思います。では、まだ手を挙げていないという方で、前から2列目の方お願いいたします。

参加者：実家が栗原で、一番初めに就職したのが今の加美町で、今住んでるのは泉で、王城寺原の大和町の演習がバンバン来るような地域に住んでいて、3カ所ともすごく地理的には理解をしています。これまでの進められ方というか、3候補地と選ばれて、もしか

してこの3候補地の中だけで、1カ所選ばれるのではないかというふうな思いをずっとしてきました。なので、そういう候補地を先に選ぶというような国の進め方があるので、いや、そうではなくて福島だとか、いろんな話になっているのであって、問題はやっぱり国の姿勢だと思うんですね。どういうふうな方法でというのは、やっぱり私たち一番知りたいところで、そこを飛ばすのでいろんな地名が挙がってくるんだと思います。今日の話の中でも、農家で一時保管で、すごく困っているんだと、8,000ベクレル以上、6,000トンあるというふうに。ただ、現実には8,000ベクレル以上だけではないんですね。8,000ベクレル以下の部分でもすごく困っているわけですよ。いろんなことを聞きます。やっぱり牧草を毎年刈っても、除染しても、牧草が下がらないということで、牧草をずっと保管していると稲わらよりも発酵するので、熱を持つ。これも心配だという声も聞いております。あとは、きのこのホダ木とかですね。これは6,000トンではなくて何万トンのレベルですね。これを含めて宮城県の皆さんは困っているわけです。ということで、国は8,000ベクレル以上に責任持つと言いましたが、そうではないでしょうと。東京電力の福島第一原発事故によって降り注がれた放射能で、私たちは困っているのだから、そこで線を引かれては困ると。今日一番最初に、宮城県民に最初に説明に来たわけですから、東京電力の責任ではあるけれども、原子力政策を進めてきた国の責任として、「皆さんにご迷惑をおかけしました」ということから、本当は始まってほしかったなというふうに思うんですよ。そういう姿勢があれば、8,000ベクレルを超えるとか超えないとかでなくて、皆さんどういふことで困っているんですかと、その上で対策をとりますというのが本来のあり方であって、どことか、候補地を選ぶ、そういう段階にはまだまだないというふうに思っています。ということで、今日のご説明資料の6ページの右側、あとはカラー刷りの資料の4ページの右側に、今出ていますが、原発の中から出たものは、10万ベクレル以下は、勝手に今までも埋め捨てているような書き方も、両方読むとそういう資料に見えます。しかし先ほど来言われてきたように、原子力施設の中で発生した100ベクレルを超える放射能に汚染されたものは、放射性廃棄物としてきちんと安全に管理されてきているわけですね。それがなぜいきなり、特措法によって8,000ベクレル以下は勝手に埋め捨てていいというふうになったのか。この資料の作り方自体に、ごまかしがすごくあるのではないかと。こういう資料を出されると、国の言っていることはとても信用できないなというふうに思います。もちろん私も福島第一原発が爆発して、燃料が飛び散っ

て来たんではないということは理解をしています。簡単に言えば、燃料が破損をして、酸化をして、ヨウ素とかセシウムが飛び散って来たんだと。その燃料との違いはわかりますけれども、しかし危険性の問題で言えば、これまでは100ベクレルだったんです。原発から出たものについては、今も100ベクレル以上は安全に管理をされています。なのに、それをいきなり8,000ベクレル以下は、国は責任持ちませんよと。あとは県や市町村、勝手に埋め捨てていいですよと。こういう特措法はぜひとも見直していただきたいということです。もう一つ最後に、先ほどの先生もおっしゃいましたが、コンクリートの問題もありますが、コンクリートが50年もつのか、100年もつのかわかりませんが、ここにいる方は50年もつ方はいらっしゃいますか。何人いらっしゃいますか。100年もつ方いらっしゃいますか。人里離れた所に置いて、土をかけてしまって、誰が安全にそれを見届けて管理をするのでしょうか。やっぱりそういう管理のあり方を含めて、どうするのだという、この施設はいったい何年もちますよ、何年管理しますよというのが、今日の資料にも説明にも一切出て来ていません。これも含めて、候補地の前に説明をお願いしたいと思います。以上です。

司会：あともう一方、ご意見、ご質問をお伺いします。先ほどから挙げていただいた、真ん中の方をお願いします。

参加者：今のにも関連します。100ベクレルと8,000ベクレルのクリアレベルの混乱というのは、環境省が指定廃棄物というはっきりしない呼び方で、今対応をしようとしているところに問題があるんだと思うんです。これまでの放射性廃棄物対策を行政で取り組んできたように、経産省が、例えばNUMOなどが今やっているようなやり方としっかりと関連づけて、取り組んでいけばいいと私は思うんです。つまり環境省さんには悪いですけど、放射能の課題解決する能力はないと、この4年間いろいろ学んできた中で、私はもう結論づけています。今日の有識者会議の先生方にも、ぜひその辺のアドバイスとかご指摘をしていただきたいと思いますけれども、ちょうど今出ているこのデータで、高レベル廃棄物と指定廃棄物がこんなに差があるんだということを示して、それを今まで出たような問題を踏み越えて処分しようとしているところに、大きな間違いがあるんだと思うんです。ぜひ専門家の方、科学者の方、ぜひここで、環境省には今までのダイオキシンとかで一生懸命頑張ってもらって、放射能の問題については、それも今までも問題山積ですけども、少なくとも経産省がやってきた一連の関連性の中で解決してほしいと思います。もう行政の縦割りがどうのこうので答えられないとか、今

日は特措法に触れないとか、もうそんな無責任な話は本当にもううんざりなんです。ぜひ、専門家のアドバイスをお願いします。以上です。

司会：ご意見のほう、ありがとうございます。檀上のほうにいったんマイクをお戻しします。では田中座長お願いいたします。

田中座長：2点ぐらい言っておきたいと思います。一つは、有識者会議がやったことは、詳細調査の候補地を選ぶ選定の方法について決めて、そして関係者に理解を得て進めるということで、市町村長会議で説明して、理解を深めていただきました。それに基づいて環境省が粛々と選定をして、3つの候補地を選んだということでございます。それから処分場には、管理型の処分場あるいは安定型の処分場、それから遮断型の処分場というのがありますけれども、ここではコンクリートで封じ込める遮断型の処分場を予定しております。今回のケースで問題となるガンマ線を遮蔽するのに最も効果があるコンクリート製の5メートル×5メートル×10メートルという、比較的小さい容器の中に、指定廃棄物を封じ込める処分です。この概念は、外から水は入らない。入らないので、中にいわゆる浸出水は発生しない。発生しないので、この処分場からはセシウムで汚染された汚水は外に漏れることはないという概念で、設計しています。それを管理するために、下のほうにいつでも入って、上から汚水が漏れていないということを確認できるような状態にしているということです。放射能ですので、半減期ごとに半分、半分になりますし、セシウムの134のほうは2.1年ごとに半分、半分になりますので、30年ぐらいで、ここまでやれば、放射能の影響は防げると、このように思います。私の専門的な判断ですけれども、このように考えております。

司会：ありがとうございます。環境省の事務方のほうからでございますでしょうか。

鮎川計画官：補足をさせていただきます。今、絵が出ていますが、我々は100年経っても一切ひび一つ入らないとか、そういうことを申しあげるつもりは毛頭ございません。ですから、まずは最大限の地震を想定した強度のものを作りますが、それで100年間、ひび一つも入らないということを行うつもりは全くございません。だからこそ、ここに書いてございますように、日常的な点検で、万が一そういったひび割れ等々が入ったら補修をする。といったことも含めて、我々は決して、一個施設を作りさえすれば、あとは安心というふうなことを言うつもりは毛頭ございません。だからこそ、こういった点検もしますし、外の井戸を掘ったり、あるいは空間線量も含めてきちんと監視をするということも含めてやりたいと思っています。と、先ほどご指摘の中で、100年後、こ

ここにいる人間誰も生きてないじゃないかと。おっしゃるとおり、今私40を超えてますが、140年生きるとは到底思いませんので、そういう意味では我々がということではございません。ただしこれは国、具体的に役所で言えば環境省でございます。環境省はおそらく100年経っても、あるいは日本政府は100年経ってもなくなっているとは思いませんので、そういう意味では、そこは環境省のみならず政府として、法律に基づいてきちんとやっていきたい。それは私個人ということではなくて、政府としての話でございます。

司会：だいぶ時間が押しているということもありますので。

室石参事官：まず、冒頭の挨拶のときに申し上げるべきだったかと思えます。申し訳ございません。東京電力の福島第一原発の事故によって、大変なご迷惑をおかけしたということについて、政府の一員として謝らせていただきます。真に申し訳ございません。それで100ベクレルのクリアランスレベルのお話については、IAEAのほうの考え方をもって、100ベクレルであればクリアランスレベル、これはセシウムの話だと思えますけれども、そういう扱いであり、それを超えるものについて、極低レベル、低レベル等々、4種類ぐらいだったと思えますけれども、それぞれの濃度に応じて取扱いの基準が出ておるということは十分承知しております。そういう中で、8,000以下については野放しにしているというのではなくて、あくまで廃棄物処理法なら処理法に基づく処理がなされれば、問題はないという判断をしたものです。個別、個別で勝手なことをしているんじゃないかということでございますけれども、8,000ベクレルという指定廃の基準を作るときに、この辺は皆様はよくご存じと思えますけれども、文科省に放射線審議会がございました。今は原子力規制庁のほうになっておりますけれども、その放射線審議会が全体の被ばくについての目配りをするという仕組みに、政府内の建付けがなっておるものですから、その放射線審議会のほうに指定廃の仕組みについて申し上げて、ご了解を得たと。そういう流れで、指定廃棄物の制度はできたということです。以上です。

司会：先ほど、残り2～3名ということで申しあげました。さっきからずっと手を挙げていただいておりますので、最後に前から2番目の方、ご質問いただきまして、だいぶ時間が押しておりますので、最後のご質問、ご意見というふうにさせていただきたいと思えます。お願いいたします。

参加者：どうもありがとうございます。私は医者です。2つ教えてください。一つは特措

法が出てましたけれども、特措法というのは、法律では放射線は危険だから非常に厳しく規制されています。しかし福島原発の事故が起きて、あまりにも量が多くて、範囲が広くて、法律どおりできない。だから法律どおりやるのは現実的でないということで、福島原発で出た放射能の関しては特別扱いするというのが特措法です。それで、ほかの原発や、あるいは私の医療機関、大学では、今までどおりの法律でやっています。そうすると福島原発以外のほかの原発では、例えば掃除をすれば手袋が汚れるとか、そういうのはたくさん出て来ますけれども、そういうものに対してどういう規制がされているのかということが一つです。それからもう一つは、今、稲わらが問題になってますけれども、あのとき稲わらがうんと汚染されました。汚染されたのは稲わらだけでなく、雑草でも枯葉でもみんな同じです。しかし稲わらは燃やすなと言ったけど、ほかのものは全部野焼きして燃やしたんですね。ほかのものは野焼きして燃やしてよくて、稲わらだけ保管したというのはどういうことなのか。これが2番目です。それからもう一つは、福島原発以外の放射線の施設では厳しく管理されています。それは100ベクレルであったり、あるいは1キログラムあたり1万ベクレル以上は、ものすごく厳重管理です。法律的な名前が放射性物質という名前がついて、ものすごい厳重管理です。そういったことが、これに対して、原発から出る本当の高レベルのものと比べればずっと低いんだと、あんまり気にするなというお話が先ほどから繰り返されましたけれども、福島原発のゴミに関してはやむを得ないからそうしましょうということではなくて、法律で決まっているこのレベルは大したことないという説明であれば、国家公務員あるいは地方公務員が、法律に書いてあることは間違いで、守る必要がないと言っていることから、これは公務員法の処罰の対象になると思います。どうでしょうか。

司会：ご質問ありがとうございます。最後のご質問ということで、壇上のほう、お願いいたします。

鮎川計画官：ありがとうございます。まず1つ目、特措法が、量が大きくて範囲も大きいから規制を緩めているといったようなご指摘でございましょうか。そもそもこの特措法が対象にしているのが、今まで全くなかった事態、つまり放射性物質が大量にいろいろなところに出て、それがために、例えば除染して、土を剥いで生活環境の線量を落とすとか、あるいは今まで普通のルートで処理できたものができなくなったがために、一定濃度以上のものについて国が処理するということとございます。そういう意味では、今までなかった事態を対処するため、だからこそ特別措置法という名前がついております。

ですので、既存の法律は既存の法律があります。それは事故前からずっとあった分野を、ずっとやっているということでございますので、その意味では、そもそも今までなかった事態に対する対処ということでございます。それから、度々ほかの方もご指摘をいただいておりますが、このスライドの6の部分と比べて、大したことはないよという印象づけをするために、もしやっと思ったと思われるのであれば、このスライドを入れたこと自体が失敗だったと思っておりますが、これを出した趣旨、最初私のほうからご説明を申し上げましたが、「右側にあるようなものが我々の指定廃棄物の処理施設に入って来るんじゃないか」、「いや、入って来るんだ」、「いや、国は絶対そんなことをするんだ」といった声を何度もお聞きしているものですから、「いや、そういうことはございません」というつもりで出したんですけれども、もしそういう意図で感じられたのであれば、それは出し方自体がちょっと反省かなと思いつつも、でもそういうお声が実際あるものですから、そこは誤解を解きたいというつもりで。このスライドですべてを説明するつもりではございませんで、今申し上げたような誤解を解くためのスライドでございます。という意味では、8,000超あるいは8,000以下のものも含めて、8,000以下のものであれば野放図かという、先ほども室石のほうからも申し上げましたが、決してそんなことはございません。100という数字は、先ほどもクリアランスという専門用語を使いましたが、要するにどこに使ってもいいよというレベルです。例えば100ベクレル以下であれば、とくに何も管理をせずに放置をしてもいいレベルです。ただ8,000以下は放置をしていいレベルではありません。8,000以下であれば通常の廃棄物の処理ルートの中で、例えば市町村なら市町村が処理をできますよと。ただしそれは、その他のゴミと一緒に放置してはいけません。それはおっしゃるとおりです。そのような意味で、少し言葉足らずだったので。8,000以下につきましては、例えば農林業系の廃棄物につきまして、処理がなかなか進まないということで、それを加速化するための事業というもので、我々のほうから市町村あるいは自治体に対する支援をさせていただいて、現に利府町ではそれを活用していただいて、これから処理を進めていくということもございまして、そういう意味では、我々は8,000以下も、我々が国として手放しにしているわけではなくて、そういう意味では市町村にも必要なサポートもさせていただきながら、処理が進むようにということをやっているということでございます。

司会：どうもありがとうございます。本日はさまざまなお質問、意見をいただきましてあ

りがとうございます。大変申し訳ありませんが、時間を超過しておりますので、フォーラムはこれで閉めさせていただきたいと思います。では、最後に参事官の室石よりご挨拶させていただきます。

室石参事官：今日はいろいろ貴重なご意見を聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。最初の頃のご意見のほうでもあったように、こういう機会をもっと早く設けるべきだったと、思っておりますし、最後のほうでもう一回こういうのをというようなお声もございました。ぜひ、こういったフォーラムをまた宮城県内で開かせていただければと私も思っております。

住民の声を聞く会については、3市町さんのほうにも常々ご要望しておったりもします。条件が整えば、ぜひやらせていただきたいと思います。今日いろんなご意見を伺いましたが、割と共通したご意見もあったと思います。我々の部署でない部分のご意見についてはよくよく持ち帰って、よく検討させていただければと思います。本当に今日はありがとうございました。

司会：本日はお忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございました。これで「環境省と考える 指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」を終了させていただきます。ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

(終了)